

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和7年9月17日
磯子警察署 生活安全課

令和7年8月末現在

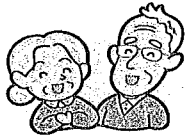
暫定値																				
町 名	刑法犯 認知件数	全 刑 法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 詐 欺	窃 盗 犯	空 き 巣	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	ロ マ ン ス 投 資 詐 欺	そ の 他	そ の 他
区内全域	令和7年	451	4	25	35	30	5	302	7		19	105	11	20	56	84	28	5	23	57
	令和6年	382	4	33	24	20	4	228	3		12	72	16	11	40	74	25		25	68
	増 減	69		-8	11	10	1	74	4		7	33	-5	9	16	10	3	5	-2	-11
磯子	令和7年	56	3		3	3		35				11	2	4	8	10	4		4	11
	令和6年	46	1	5	6	4	2	25			3	8		1	7	6	3		3	6
	増 減	10		-5	-3	-1	-2	10			-3	3	2	3	1	4	1		1	5
磯子台	令和7年	1						1				1								
	令和6年	4		1	1	1		1				1					1		1	
	増 減	-3		-1	-1	-1											-1		-1	
鳳町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増 減	0																		
岡村	令和7年	33		2	7	7		21	1		1	4	2	2	3	8	2	1	1	1
	令和6年	32		1	1	1		24	1		2	7	4		3	7	2		2	4
	増 減	1		1	6	6		-3			-1	-3	-2	2		1		1	-1	-3
上町	令和7年	1						1				1								
	令和6年	2	1					1			1									
	増 減	-1	-1								-1	1								
上中里町	令和7年	18		1				14			5	4		3		2				3
	令和6年	5						2					1			1				3
	増 減	13		1				12			5	4	-1	3		1				
栗木	令和7年	7			2	1	1	4				4								1
	令和6年	3						3					1			2				
	増 減	4			2	1	1	1				4	-1			-2				1
坂下町	令和7年	2			1	1		1								1				
	令和6年	1						1								1				
	増 減	1			1	1														
汐見台	令和7年	8		1	2	2		5						1		4				
	令和6年	9			1	1		5						1		4	1		1	2
	増 減	-1		1	1	1											-1		-1	-2
下町	令和7年	2						2				2								
	令和6年	3						3					1			2				
	増 減	-1						-1				2	-1			-2				
新磯子町	令和7年	3						2				1				1				1
	令和6年	2	1	1																
	増 減	1	-1	-1				2				1				1				1
新杉田町	令和7年	13		1				10				7		1		2				2
	令和6年	10		3				5				2			1	2				2
	増 減	3		-2				5				5		1	-1					
新中原町	令和7年	1															1		1	
	令和6年	0																	1	
	増 減	1															1			
新森町	令和7年	1																		1
	令和6年	0																		
	増 減	1																		1
杉田	令和7年	63		6	2	2		46	1		3	12	1	1	19	9	2		2	7
	令和6年	63		8	5	4	1	30				7	1	1	9	12	5		5	15
	増 減	0		-2	-3	-2	-1	16	1		3	5			10	-3	-3		-3	-8

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和7年8月末現在

暫定値		令和7年8月末現在																		
刑法犯 認知件数		全 刑 法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	キ ャ ッ シ ュ カ ー に 関 連 犯	窃 盗 犯	空 き 巣	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	ロ マ ン ス 詐 欺	投 機 そ の 他	そ の 他
町 名																				
杉田坪呑	令和7年	5						5				3				2				
	令和6年	0																		
	増 減	5						5				3				2				
滝頭	令和7年	18			1	1		13	1		3	2	2	1		4	2		2	2
	令和6年	14		2				9			1	3	2			3				3
	増 減	4		-2	1	1		4	1		2	-1		1		1	2		2	-1
田中	令和7年	6			2	2		3					1	2			1	1		
	令和6年	4			1	1		3			1	2								
	増 減	2			1	1					-1	-2	1	2			1	1		
中浜町	令和7年	5						4	2			2					1		1	
	令和6年	2						2				2								
	増 減	3						2	2								1		1	
中原	令和7年	18		2	1		1	9				3				6	3	1	2	3
	令和6年	22		1	2	2		13			1	4	2		2	4	2		2	4
	増 減	-4		1	-1	-2	1	-4			-1	-1	-2		-2	2	1	1		-1
西町	令和7年	8		2				5				4				1	1		1	
	令和6年	7		1				6				3	1			2				
	増 減	1		1				-1				1	-1			-1	1		1	
原町	令和7年	4			1	1		2			1					1				1
	令和6年	3		2				1								1				
	増 減	1		-2	1	1		1			1									1
馬場町	令和7年	2		1				1				1								1
	令和6年	1																		
	増 減	1		1				1				1								-1
東町	令和7年	33		1				26				13	1	1	10	1	2		2	4
	令和6年	15		2				10				8			1	1	1		1	2
	増 減	18		-1				16				5	1	1	9		1		1	2
久木町	令和7年	5						4				2			1	1				1
	令和6年	9	1	2				3					1			2	1		1	2
	増 減	-4	-1	-2				1				2	-1		1	-1	-1		-1	-1
氷取沢町	令和7年	5						4			2	1				1				1
	令和6年	1						1						1						
	増 減	4						3			2	1		-1		1				1
広地町	令和7年	1						1								1				3
	令和6年	5						1				1					1		1	
	増 減	-4										-1				1	-1		-1	-3
丸山	令和7年	13	1	1	1	1		9			1	2	2	1	1	2				1
	令和6年	20		1	2	1	1	15			2	6		3		4	2		2	
	増 減	-7	1		-1		-1	-6			-1	-4	2	-2	1	-2	-2		-2	1
峰町	令和7年	2						1								1				1
	令和6年	1						1								1				
	増 減	1																		1
森	令和7年	48		5	3	3		25			1	5		1	5	13	7	2	5	8
	令和6年	50		1	1	1		35	1		1	11		1	9	12	2		2	11
	増 減	-2		4	2	2		-10	-1			-6			-4	1	5	2	3	-3
森が丘	令和7年	5						4	1					1		2				1
	令和6年	1																		1
	増 減	4						4	1					1		2				
洋光台	令和7年	64		2	9	6	3	44	1		2	20		1	9	11	2		2	7
	令和6年	47		2	4	4		28	1			7	2	3	8	7	4		4	9
	増 減	17			5	2	3	16			2	13	-2	-2	1	4	-2		-2	-2

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



令和7年9月号



1 発生件数

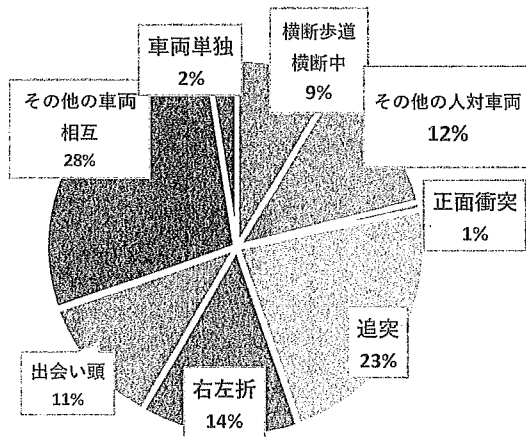
	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	161	3	177
前年累計	145	0	162
前年比	+16	+3	+15

*令和7年8月末現在

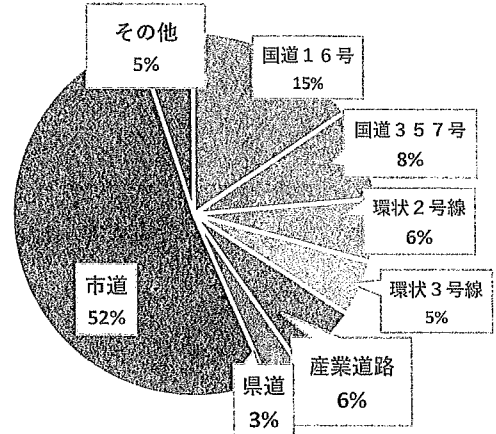


神奈川県内で交通死亡事故件数が全国ワースト2位となっています。磯子警察署管内の8月中の人身交通事故の発生は、前年比プラスとなっており、二輪車、自転車の交通事故が増えている状況です。みんなで交通ルールを守って交通事故を減らしましょう。

2 類型別発生件数



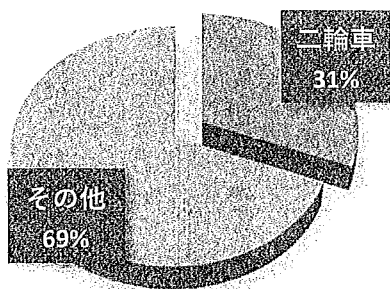
3 路線別発生件数



車間距離を保って走行し、自転車や人との事故に注意しましょう。

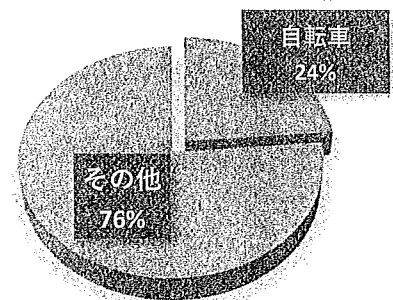
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故



※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合

- * バイクは正面からだとも速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
- * 自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。



まだまだ気温が高い日が続いています。熱中症などに気を付けて、こまめな水分補給と無理のない運転を心掛けてください。



安全は心と時間のゆとりから

特殊詐欺にも注意しましょう！

磯子区のみなさんへ



令和7年8月4日から免許更新の予約制を開始します！

注意

◆ 予約対象者について

神奈川県公安委員会から発送された更新連絡書（更新はがき）を持っている方で、神奈川県内に居住し、優良運転者などの全ての講習区分に該当する方が対象です。

◆ 予約の流れ

予約については、WEB予約と電話予約の2通りの方法で行うことが可能です。

WEB予約の場合はご自身のスマートフォンを使用し、希望する日時及び受付場所を選択した後、二次元コードが表示されている画面を保存する必要があります。

一方で、電話予約の場合は、予約専用ダイヤルに希望日等を伝え、予約が確定した段階で受付番号を控える必要があります。

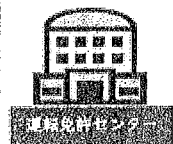
予約日当日は、免許窓口を設置している申請自動受付機で二次元コードをかざすか、受付番号を入力してから更新手続する流れとなります。

県外転入同時の免許更新や再交付同時更新の方、特例更新の方は予約の対象外ですので、直接来庁して手続することとなります。

ただし、予約対象外の方はお待ちいただく時間が長くなったり、警察署によっては受付可能な人数が限られるため、受付当日に手続ができなかったりする場合があります。

また、神奈川県内居住者でも更新はがきの紛失等の理由によって予約ができない方についても同様の対応となります。

予約のイメージ



更新連絡書（更新はがき）へ予約に必要な情報を記載して送付します。



免許更新者



予約した場所の申請自動受付機で予約を自動確認します。

インターネットや電話で申請場所及び日時を予約し、確認用二次元コード等を発行します。

※ 受付機に確認用二次元コードを読み込ませるか、受付番号を入力します。

【WEB予約】

<https://www.kanagawa.ten-mankyo-yoyaku.jp>
(外部サイト)

※ 24時間受付可能



【電話予約】

予約専用ダイヤル
☎ 0570-011-171
※ 通話料が発生します



受付時間
月曜日から金曜日まで 午前9時～午後5時
(土曜日・日曜日・国民の祝日にあつる法律に規定する休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

◆ 予約の受付開始日

令和7年8月4日以降に免許更新の手続を行いたい方は、WEB予約、電話予約のどちらも令和7年6月2日（月）から受付を開始します。

誕生日が7月2日の方（＝有効期限が令和7年8月4日までの方）から順次、予約制に対応した更新はがきを発送する予定です。



◆ 予約可能場所

運転免許センター及び神奈川県内全ての警察署（横浜水上警察署を除く。）から申請したい場所を選択することが可能です。



今回の予約制導入により、住所地の管轄外の警察署でも免許更新を行うことができるようになります！例えば、「免許証の住所が「横須賀市」である方が職場の近くにある「相模原北署」で更新手続する」ということも可能です。ただし、講習区分による警察署の受付制限（横浜市内の警察署は違反・初回運転者を受付しない等）については今後も継続運用しますので、予約制に関する説明を行う際にはそれらの点にも注意するようにお願いします。

神奈川県警察 交通総務課

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃん

いそく

インゴリくん

公式X



スマートチリンスクール



交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！

また、かながわポリスのアプリからスマートチリンスクールという機能で交通学習することができます。

QRコードを読み取ってアクセスしてみてください！

令和 7 年中の火災・救急状況

＜令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで＞

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

区内の火災発生状況（8 月）

- ・ 8 月 7 日（木）磯子区 磯子二丁目 建物火災
- ・ 8 月 8 日（金）磯子区 森一丁目 車両火災
- ・ 8 月 12 日（火）磯子区 杉田五丁目 車両火災
- ・ 8 月 19 日（火）磯子区 汐見台 1 丁目 建物火災
- ・ 8 月 19 日（火）磯子区 汐見台 1 丁目 車両火災
- ・ 8 月 24 日（水）磯子区 杉田八丁目 建物火災

区内の火災件数等

		令和 6 年	令和 7 年	増減
火災件数		11 件	29 件	18 件
種別	建物	9 件	13 件	4 件
	車両	1 件	3 件	2 件
	その他	1 件	13 件	12 件
焼損床面積		125 m ²	104 m ²	-21 m ²
死者数		1 人	1 人	0 人
負傷者数		0 人	0 人	0 人

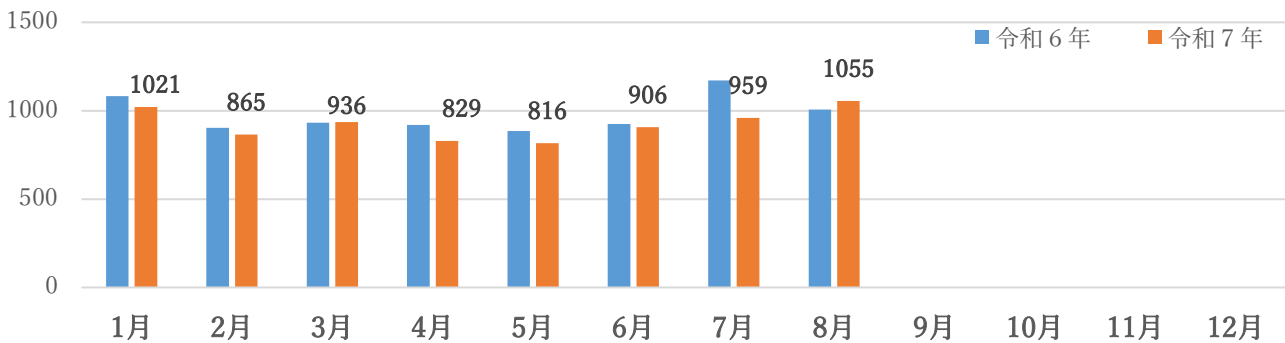
市内の火災件数等

		令和 6 年	令和 7 年	増減
火災件数		426 件	526 件	100 件
種別	建物	297 件	338 件	41 件
	車両	39 件	41 件	2 件
	その他	90 件	147 件	57 件
焼損床面積		4,160 m ²	3,777 m ²	-383 m ²
死者数		17 人	16 人	-1 人
負傷者数		79 人	83 人	4 人

■ 区内・市内の救急件数

・ 区内 7,338 件（昨年比 536 件減）・ 市内 163,640 件（昨年比 7,788 件減）

～区内月別救急件数～



磯子区内の火災件数が急増！過去 10 年で1番目の件数を記録！

出火防止対策に取り組みましょう！

磯子区内の火災件数は昨年と比べて増加しており、8月末時点で 29件(昨年比 18件増)となっています。このうち、『**放火(疑いを含む)**』により発生している火災は8件で、区内の**出火原因1位**となっています。

放火を防ぐためには、家の周りに燃えやすいものを置かない等の「**放火されない、放火させない環境づくり**」に努めることが大切です。

地域の皆様で声を掛け合いながら、火災予防を進めていきましょう！

放火火災対策



ごみは指定された日時・場所に出しましょう！



燃えやすいものを家の周囲に置かないようにしましょう！

コンロ火災対策



調理中はその場を離れないようにしましょう！

電気火災対策(モバイルバッテリー)



高温(暖房機器の近くや車のダッシュボードの上)の状況下で放置しないようにしましょう！

「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について【事業説明】

1 趣旨

横浜市は、2026 年度（令和 8 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示しする「新たな中期計画の基本的方向」を取りまとめました。この「基本的方向」に関する市民意見募集を 9 月 22 日（月）から 10 月 21 日（火）まで実施します。

つきましては、地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、市民意見募集について、各区連会 9 月定例会でお知らせしたいと考えております。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 内容

次の内容を記載した資料を単位会長あてに送付します。詳細は別添をご参照ください。

（１）「新たな中期計画の基本的方向」の概要版

（２）市民意見募集の実施

【実施期間】令和 7 年 9 月 22 日（月）から令和 7 年 10 月 21 日（火）まで

【提出方法】以下の方法でご提出ください。

・横浜市電子申請・届出システム※（右の二次元コードより）

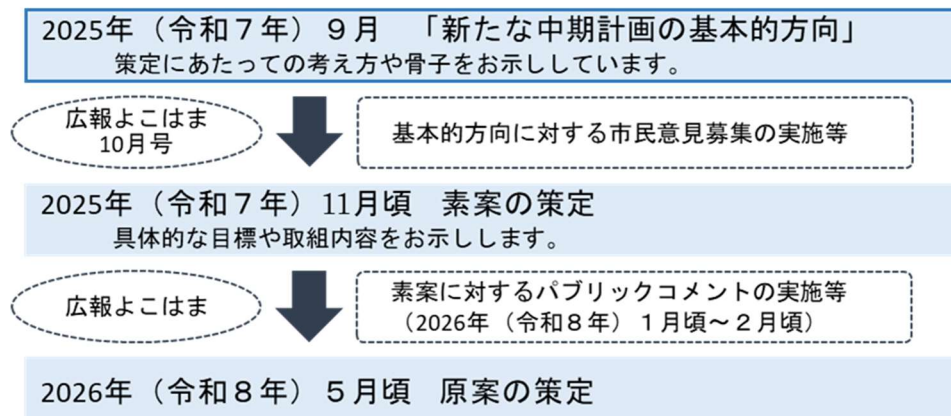
※9 月 22 日（月）よりご利用いただけます。

・電子メール ・郵送 ・FAX



4 参考

新たな中期計画の策定スケジュール（予定）



新たな中期計画の 基本的方向

新たな中期計画の策定に向けて、皆様のご意見をお聴かせください

はじめに

横浜市は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示する「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

横浜市役所が組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様とともに、＜14の政策分野からなる総合的な取組＞と＜横浜の成長・発展に向けた横断的な取組＞により、横浜に関わる全ての人が前を向き、未来に希望を抱くことができる「明日をひらく都市」の実現を目指します。

市民の皆様のご意見をぜひ、お寄せください。

新たな中期計画の指針

2040年頃の横浜のありたい姿として、共にめざす都市像「明日をひらく都市」を継承します。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。

私たちのまち横浜は、
150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。
ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。
これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。
たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共につくりましょう。
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。



横浜市は、市民目線での政策推進に向け、あらゆる機会を捉えて、多様な手段により市民の皆様のご意見を伺う取組を進めています。

新たな中期計画の策定前に、市民の皆様の横浜や日々の暮らしへの意識、こどもの考える未来の横浜についてのご意見を聴いてきました。

▶ 横浜への意識



▶ 日々の暮らしへの意識

日常生活の困りごと

自分の老後	43.6%
自分の病気や健康	36.2%
景気や生活費	34.0%
家族の病気や健康、生活上の問題	33.0%
犯罪や防犯	14.7%

これからの横浜に求めること

医療提供体制が充実している	47.9%
こどもを安心して育てられる	43.2%
高齢者や障害のある人も暮らしやすい	40.2%
災害に強い	31.8%
犯罪が起きにくい	30.7%

横浜の魅力

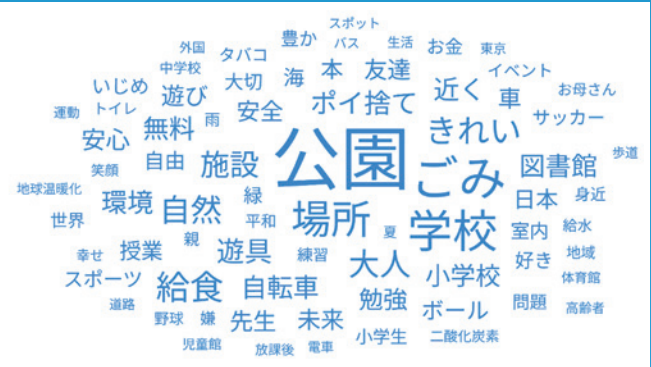
ショッピング施設が充実しており、買い物が便利	53.6%
道路鉄道網が発達しており、買い物が便利	42.4%
海や港が身近	35.9%
まとまった緑地などの自然	29.2%
国際的な雰囲気	20.2%

出典：市民生活・needs調査 調査概要：【対象】満15歳以上の横浜市民 【期間】令和7年7月 【回答】3,752件
【対象】満18歳以上の横浜市民 【期間】令和6年6月 【回答】2,597件

▶ こどもの考える未来の横浜



テキストマイニングによってこどもワークショップ及びデジタルを活用した意見募集にて寄せられたこどもの声を分析。分析にあたっては、名詞のみを抽出。「横浜」のような前提となる言葉は除外し、「ごみ」と「ゴミ」のような表記の違いは同義語に設定。



※ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析

寄せられた声の概要

街の美化や自然保護、安心して遊べる公園の整備、学校給食の充実、いじめや差別のない社会づくりなど、多様で真摯な願いがつつられています。こどもたちは、身近な体験から社会課題を感じ取り、よりよい横浜を実現するためのアイデアを自分の言葉で力強く発信しています。(ChatGPT-4oによる要約)

調査概要：(1)こどもワークショップ 【対象人数】市内在住の小中学生24名 【実施日】令和7年6月1日
(2)デジタルを活用した意見募集 【対象】18歳以下の横浜市民 【実施期間】令和7年6月 【回答】473件

共にめざす都市像「明日をひらく都市」へ

OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA

戦略

市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

人にやさしいまち・世界を魅了するまち

<市民生活の安心・安全>

あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

<横浜の持続的な成長・発展>

世界をリードする都市として持続的に成長・発展することで未来に希望を抱くことができる「選ばれるまち」を目指します

総合的な取組

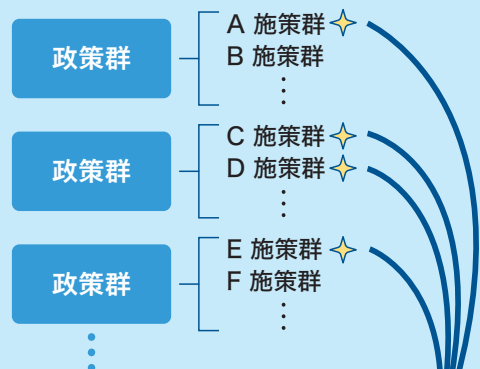
政策の分野 (14の政策群)

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療	スポーツ・文化
子育て	産業・にぎわい
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境
障害児・者	みどり

施策群

政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成。

各施策群は個別の分野別計画と連動、アウトカム指標により進捗管理



横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた

「明日をひらく 都市プロジェクト」★

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営をさらに推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革)～

市政運営の土台「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション～

取組の方向性

▶ 総合的な取組「14の政策群」

毎日の 安心・安全



防犯対策の推進
生活基盤のインフラの安全確保

暮らし・ コミュニティ



地域協働・共創の推進
多文化共生の推進
図書館ビジョンの実現

防災・減災



地震防災戦略の推進
下水道浸水対策プランの推進

交通



地域の移動手段の確保・支援
交通ネットワークの充実

医療



総合的ながん対策の推進
医療提供体制の確保

スポーツ・ 文化



市民が「する」「見る」「触れる」
スポーツ・文化の充実、環境整備

子育て



預けやすいまちの推進
経済的・時間的ゆとりの創出
こどもの体験機会の充実

産業・ にぎわい



企業誘致・スタートアップ支援
中小企業支援・商店街支援
観光・MICEの充実

教育



グローバル人材の育成
安心して学べる教育環境の整備
DXを活用した教育の推進

まちづくり



世界を魅了する都心部・臨海部の
まちづくり
郊外部の魅力的なまちづくりの推進

高齢・長寿



外出支援・健康づくりの推進
認知症対策の推進
単身世帯・要支援者対策の推進

環境



GREEN × EXPO 2027
ネット・ゼロカーボンの推進
循環型社会への移行

障害児・者



インクルーシブなまちづくり
の推進
自立支援・家族支援の推進

みどり



公園のまちの推進・動物園の魅力向上
みどりの保全と創造
農体験のまちの推進

「新たな中期計画の基本的方向」の詳細は
ホームページをご覧ください

横浜市 新たな中期計画 2026



▶ 横断的な取組「明日をひらく 都市プロジェクト」

370万市民が暮らす大消費地が挑む、グローバルな
循環型都市への移行 ～環境共生と経済成長の両立～



横浜の強みを生かし、未来を見据えた
観光・経済活性化 ～多くの人や企業の呼び込み～

横浜の強み・資源の最大化

観光政策のさらなる強化

市内企業との相乗効果

未来に向けた産業創出

AI時代を見据えた産業集積

環境共生と経済成長の両立

国際プレゼンスの向上

海外活力の取り込み

横浜ブランドの海外への発信

横浜市都市計画マスタープランを踏まえた
未来を創るまちづくり ～日々の暮らしを豊かにする、成長する都市へ～

「ダブルコア」のまちづくり

都心部と郊外部の2つのコアを創造

規制見直しを通じた立地誘導

土地利用規制の見直しによる業務・商業・住宅等の集積・活性化

安心して暮らせるまちづくり

インフラ老朽化から市民の安全を守る

市民意見募集の設問項目

設問1

新たな中期計画の基本的方向では、共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に向けて、『総合的な取組「14の政策群」』をお示ししています。
この14の政策群の中で、あなたが関心の高い項目を教えてください。

※複数該当する場合は、該当する選択肢すべてに
☒ を付けてください。

設問2

共にめざす都市像「明日をひらく都市」や戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」とは具体的にどのようなまちだと思いますか？
あなたのご意見や考えを教えてください。

※選択肢に ☒ のうえ、ご記入ください。

〈記入例〉

☒ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」

子育て支援や教育環境が充実していて、のびのびと

安心して子育てができる魅力的なまちになって欲しい。

「基本的方向」についてのご意見

左記の「市民意見募集の設問項目」を参照のうえ、
ご記入ください。

設問1 14の政策群に関するご関心について

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 毎日の安心・安全 | ☐ 高齢・長寿 | ☐ スポーツ・文化 |
| ☐ 防災・減災 | ☐ 障害児・者 | ☐ 産業・にぎわい |
| ☐ 医療 | ☐ 暮らし・コミュニティ | ☐ まちづくり |
| ☐ 子育て | ☐ 交通 | ☐ 環境 |
| ☐ 教育 | | ☐ みどり |

設問2 共にめざす都市像・戦略に関するご意見等について

該当する項目に ☒ のうえ、ご記入ください。

- ☐ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」
- ☐ 戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」

切り取り線

基本的方向の市民意見募集について

募集期間

令和7年 9月22日(月) から 10月21日(火)まで

ご意見の提出方法

インターネット 入力フォーム

右の二次元バーコード(横浜市電子申請・届出システム)へ
アクセスし、ご入力ください。

※インターネット入力フォームは、9/22からご利用できます。



はがき

本リーフレットのはがきを切り取ってご利用ください。
(切手不要、当日消印有効)

電子メール

ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp

FAX

045-663-4613

※電子メール、FAXでご意見をお寄せいただく場合は、様式の定めはありませんが、「基本的方向についてのご意見」である旨を
明記の上、本リーフレットに掲載の『市民意見募集の設問項目』の内容に沿ってご提出ください。

料金受取人払郵便



差出有効期限
令和7年
10月31日まで
(切手不要)

郵便はがき

23 1-8 7 9 0

005

見本

(受取人)

横浜市中区本町6-50-10

横浜市政策経営局 経営戦略課 行



●該当する項目にチェック、記入をお願いします。

■住所

☐ 横浜市 _____ 区

☐ 横浜市外

■年代

☐ ~10歳代 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代

☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代~

新たな中期計画の策定スケジュール

9月

「新たな中期計画の基本的方向」公表



市民意見募集の実施等



11月頃

素案の策定



パブリックコメント

(令和8年1月頃~2月頃)の実施等

令和8年5月頃

原案の策定

※策定した原案は、
議案として提出する予定です。

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- ・いただいたご意見の内容は、個人情報を除いて公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

横浜市政策経営局経営戦略課

TEL:045-671-2010

FAX:045-663-4613

令和7年9月作成

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】**単位会長あて資料を送付します。**申込みについてご検討をお願いします。

3 お配りする備蓄食料

(1) ビスケット 100 食入り	1,550 箱 (155,000 食) 程度
(2) おかゆ 20 食入り	950 箱 (19,000 食) 程度
(3) 保存パン 20 食入り	800 箱 (16,000 食) 程度
(4) 水缶 24 本入り	450 箱 (10,800 本) 程度
(5) クラッカー70 食入り	200 箱 (14,000 食) 程度
(6) スープ 45 食入り	150 箱 (6,750 食) 程度

【参考】

・ビスケット

- ① 1 箱当たりの食数：100 食
- ② 賞味期限：2026 年 8 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg

・おかゆ

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg

・保存パン

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg

・水缶

- ① 1 箱当たりの本数：24 本
- ② 賞味期限：2026 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg

・クラッカー

- ① 1 箱当たりの食数：70 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg

・スープ

- ① 1 箱当たりの食数：45 食（卵、オニオン、みそ汁 各 15 食）
- ② 賞味期限：2026 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg

4 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

5 申込方法

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL 又は二次元コードからアクセスいただき、必要事項を入力のうち、お申し込みください。

6 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

7 配布日時及び配布場所

配布日は、令和7年11月19日、20日、21日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

8 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
- (4) 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- (5) 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- (7) 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課 今野、帆高 TEL671-2011

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

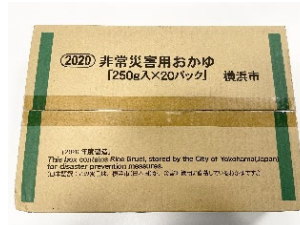
①ビスケット 1,550 箱（155,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：100 食
- ・ 賞味期限：2026 年 8 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg



②おかゆ 950 箱（19,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg



③保存パン 800 箱（16,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg



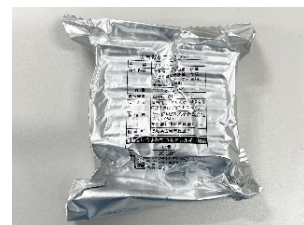
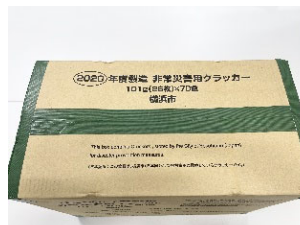
④水缶 450 箱（10,800 本）程度

- ・ 1箱当たりの本数：24 本
- ・ 賞味期限：2026 年 7 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg



⑤クラッカー200 箱（14,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：70 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg



⑥スープ 150 箱（6,750 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：45 食
(卵、オニオン、みそ汁 各 15 食)
- ・ 賞味期限：2026 年 7 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

- ※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。
- ※ 個人の方が誤ってお申し込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。以下の【URL】又は【二次元コード】からアクセスいただき、必要事項を入力のうえ、お申し込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0b663bf8-ed54-4143-ac02-f70f862456ec/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了

サンプル

令和7年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、**令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

抽選結果の確認には、申込完了後の画面に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、次の【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

お申込みの際は、次の①～⑩の配布日時のうち、第3希望までお選びください。

①	令和7年11月19日（水）	10：00～11：30
②	令和7年11月19日（水）	14：00～15：30
③	令和7年11月20日（木）	10：00～11：30
④	令和7年11月20日（木）	14：00～15：30
⑤	令和7年11月21日（金）	10：00～11：30
⑥	令和7年11月21日（金）	14：00～15：30
⑦	令和7年11月25日（火）	10：00～11：30
⑧	令和7年11月25日（火）	14：00～15：30
⑨	令和7年11月26日（水）	10：00～11：30
⑩	令和7年11月26日（水）	14：00～15：30

(2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっていますので、ご注意ください。

各配布場所の地図は、横浜市ウェブサイト※に掲載していますので、ご確認ください。

※ 前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

申込団体の所在区	配布場所	配布場所の所在地
鶴見区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
神奈川区		
西区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
中区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
南区		
港南区		
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
旭区		
磯子区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
金沢区		
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越してください。
- エ 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- オ 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- キ 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 (電話) 045-671-2011

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にトイレパックをお試しいただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和8年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会議で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、配布を希望される場合は、横浜市電子申請・届出システムによりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。トイレパックがどういうものかを体験していただくため、お試し用として配布します。

(2) 配布個数

凝固剤1袋と処理袋1袋で1セットです。

1 団体あたり 200 セット(1箱)をお渡しします。

※100 セット入りの箱を2つお渡しする場合があります。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込期間

令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

上記申込ページは、令和7年10月17日以降に閲覧いただけるようになります。

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。



(5) 配布期間

令和7年 11 月 17 日(月)～11 月 29 日(土)

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所(お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。)

※配送等はいりません。引き取りにきていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試用としてご活用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

お申込み
10/17(金)
～
10/23(木)

受取期間
11/17(月)
～
11/29(土)

お試用

トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間:令和8年度まで)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品の
トイレパック(品質保証期間:令和8年度まで)を、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の自治会・町内会

お渡しするトイレパックのイメージ➡

● 配布物

品質保証期間が令和8年度までのトイレパック

※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるもの
ではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできません。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けに
なっているものではありません。

● 申込可能数

1団体 200セット (200セット/1箱)

※箱の大きさ:約縦40cm×横30cm×高さ27cm

※箱の重さ:約4kg

※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試体験以外の利用はご遠慮ください。



★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

(お配りするものは小分けになっていません)

収集事務所の
場所はこちら➡



トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドラッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「**ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分**」の備蓄をしましょう。できれば**7日分**の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試用トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせる

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかける

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出す
※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ぜるようにしてください。トイレトーパーも黒い袋の中に入れます。

お申込み方法

● 横浜市電子申請・届出システムからお申込みください

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。



● お申込み期間 令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

● 受取決定

ご指定いただいた連絡先に、11月4日(火)頃までに受取決定等(抽選となった場合は当選・落選の別)のご連絡をさせていただきます。全体の希望数が在庫数を超える場合は抽選とさせていただきます。

● 受取期間 令和7年11月17日(月)～11月29日(土)

(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
受取場所は、こちらから指定させていただきます。

「明るい終活応援講座」の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

今般、いわゆる「終活」など、人生のエンディング期に関する市民の皆様の関心が高まっています。

より多くの方に、最後まで自分らしい人生を送るためのヒントや、終活の内容を知っていただき元気なうちから備えることの大切さを学んでいただける啓発講座を実施します。

つきましては、会長様をはじめ、役員の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。なお、講座内容につきましては、「広報よこはま」10月号に掲載予定です。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 講座の概要

(1) 日時

令和7年12月2日（火） 14時～15時30分（13時15分開場予定）

(2) 場所

横浜関内ホール（横浜市中区住吉町4-42-1）

(3) 内容

・落語（一席）

出演：三遊亭 好楽 氏（落語家）（予定）

・終活に関する対談（終活を自分ごととして捉え、何から準備すればよいかを考える）

出演：三遊亭 好楽 氏（予定）

黒澤 史津乃 氏（株式会社OAG ウェルビーR 代表取締役）（予定）

4 ご参加いただける方

市内在住・在勤・在学の方（先着1,000名）

5 お申込みについて

【申込方法】個別に電話もしくはFAXにてお申し込みください。

電話：0120-101-350

FAX：03-6800-7769

【申込開始日時】令和7年10月14日（火）9時から

磯子区連合町内会長会資料
令和 7 年 9 月 17 日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

横浜マラソン組織委員会事務局次長

「横浜マラソン 2025」開催に伴う交通規制のお知らせについて【掲示依頼】

1 事業趣旨

10 月 26 日（日）に「横浜マラソン 2025」を開催するにあたり、沿道周辺で交通規制を実施させていただく予定です。

つきましては、交通規制チラシを作成いたしましたので、交通規制に関してのご理解・ご協力と、自治会町内会掲示板への掲出に関してのご協力をよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】掲示について可能な範囲でご協力をお願いします。

3 掲示期間

チラシの到着後、令和 7 年 10 月 26 日（日）まで

※掲示板の空き状況等により、ご無理のない範囲でご協力をお願いします。

4 交通規制に関する問い合わせ先

横浜マラソン交通規制コールセンター 電話番号 045-330-3051

受付時間 ①10/1～10/17 平日のみ 9:00～17:00

②10/18～10/25 毎 日 9:00～17:00

③10/26 大会当日 4:00～16:00

担当 横浜マラソン組織委員会事務局 高橋

電話:226-5036 FAX:226-5037

Email: t-takahashi@yokohamamarathon.jp



お悔やみ窓口の設置について（情報提供）

1 概要

ご遺族の負担軽減を図るため、お亡くなりになられた方やご遺族の状況に応じて必要な手続きをお調べし、申請書作成のお手伝いや窓口の案内等を行う「お悔やみ窓口」を開設いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開設時期

予 約 受 付 開 始：10月8日（水）

予約者の対応開始：10月15日（水）

4 お悔やみ窓口

(1) 場所

磯子区役所 2階戸籍課横の特設ブース

(2) 開設日

月曜日から金曜日まで（土曜開庁日は休止）

【予約枠（1枠1組）】

① 9：00～9：50 ②10：30～11：20 ③13：30～14：20 ④15：00～15：50

(3) 予約方法

4営業日前の16時までに次のいずれかの方法でご予約ください。

- ・ウェブサイト（横浜市電子申請・届出システム）
- ・電話

(4) その他

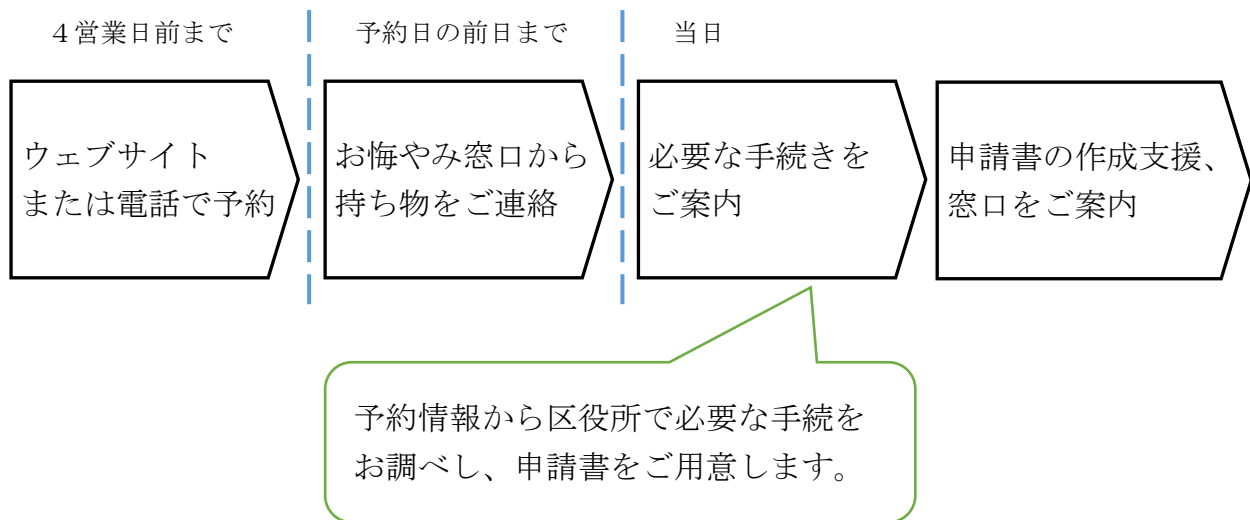
電子申請・届出システムのURLと予約電話番号は、10月8日（水）に次のウェブページに掲載いたします。

【お悔やみ窓口について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/kojo/okuyamimadoguchi.html>



【お悔み窓口の流れ】



担当：磯子区戸籍課 鎌田、山本

電話 045-750-2341 FAX 045-750-2535

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

「自治会町内会 会計相談」の実施について【情報提供】

1 趣旨

自治会町内会の会計担当者の負担軽減のため、会計処理に関する困りごと・悩みごとについて、専門家に相談できる支援を実施いたします。各自治会町内会の具体的な状況に応じ、税理士が個別相談に対応し、実務上の課題解決をサポートします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。地区連合町内会も申込可能ですので、ご希望があれば申込書をご提出ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。ご希望があれば申込書をご提出ください。

3 申込期間

令和 7 年 9 月 17 日（水）～令和 7 年 12 月 26 日（金）

4 申込対象

磯子区内の自治会町内会・地区連合町内会 ※先着 5 団体

5 実施概要

（1）場所

区役所会議室または自治会町内会等の希望する場所（自治会館等）

（2）日時

申込後に日程調整のうえ決定

（3）回数

1 団体あたり 1 回（1 回あたり 2 時間まで）

（4）相談方法

対面・個別相談 ※無料

6 申込方法

裏面の申込書をご記入の上、ご提出ください。

「帳簿の付け方は？」「領収書や請求書の適正な管理方法は？」
「間違いのない会計にするためのポイントは？」

…など、日々のお悩みに税理士がアドバイスします！



※自治会町内会を対象とした事業です。個人的な問題に対する相談はできません。

【問合せ先】磯子区地域振興課 担当：保月・中谷
電話：750-2391 FAX：750-2534
E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

自治会町内会 会計相談 申込書

1 自治会町内会名 _____

2 お名前（連絡担当者名） _____

3 電話番号 _____

4 希望する実施時期

令和7年10月～令和8年1月末までの期間で記載してください。

日程は申込受付後、税理士と調整の上決定します。

（例：○月上旬～中旬 など）

5 希望する実施場所

○をつけてください。自治会町内会館の場合、住所も記載してください。

※自治会町内会館を希望した場合でも、区役所会議室での実施をお願いします。
する場合がございます。

_____ 区役所会議室 ・ 自治会町内会館 _____

会館の場合→住所： _____

6 相談内容

上記の申込情報については、派遣する税理士に提供いたします。

申込書は、メール、FAX、郵送又は窓口の御持参にて、ご提出ください。

【申込期限】 令和7年12月26日（金）

【提出先】 磯子区地域振興課 担当：保月・中谷

電話：750-2391 FAX：750-2534

E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年 9 月 17 日

自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会磯子区支会
支会長 須田 幸雄

共同募金運動（戸別募金）へのご協力について（依頼）

初秋の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金運動につきましては、毎年多大なるご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本年度も10月1日から、全国一斉に共同募金運動が展開されますが、磯子区におきましても、例年通り実施いたしますのでご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては「赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点」等をご確認ください。

1 運動趣旨

別紙「令和7年度 共同募金の実施要領」をご参照ください。

2 募金用資材

別紙「赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点」の「1 送付資材」のとおりお届けしますので、ご査収願います。

3 その他各種対応について

- ・例年、募金納入は12月31日を目途にお願いしております。今年度に関しても遅くとも令和8年1月31日までに納入くださいますようお願い申し上げます。
- ・各種ウイルス感染症拡大防止の観点から募金運動を実施するか否かは、各自治会・町内会にてご判断をお願いいたします。なお、実施しない旨のご連絡いただく必要は不要です。

4 その他

共同募金活動に関する質問があった際などに、寄付をされる方のご理解をいただくため、同封の「赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点」等の文書をぜひご活用ください。

☆共同募金は皆様の善意の募金です。決して強制するものではありません。

募金額については、寄付されるおひとりおひとりのご判断で結構です。

みなさま方のあたたかいご協力をお願い申し上げます。

☆募金は日本円のみ受付させていただきます。

【担 当】磯子区社会福祉協議会 山崎

電 話 751-0739

F A X 751-8608

E-mail: info@isoshakyo.com

赤い羽根共同募金運動 実施に関してご注意いただきたい点

例年、自治会町内会会長及び各班長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。毎年いただく多額のご寄付は、区内および県内の社会福祉事業や、震災・風水害等の被災地支援等に役立てられています。

本年も例年同様、募金運動を実施いたしますが、皆様に自治会町内会内で運動を行っていただくにあたっての、募金資材・運動の手順などご注意いただきたい点を以下に記載いたしました。お手数ですがご一読いただき、活動いただきますようお願い申し上げます。

1 送付資材

	資材・書類等	数量
1	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(自治会町内会長向け資料)※本紙	1部
2	共同募金のとりまとめについてのお願い(班長向け資料)	調査報告数または前年同数(※1)
3	共同募金実施要領	1部
4	共同募金のお願い(班回覧用資料)	調査報告数または前年同数
5	あかいはね(協力者向け資料)	1部
6	寄付済(領収)証 [一般(赤い羽根)・年末たすけあい募金 兼用]	調査報告数または前年同数(※1)
7	募金袋(封筒)[一般(赤い羽根)募金用]	調査報告数または前年同数(※1)
8	募金袋(封筒)[年末たすけあい募金用]	調査報告数または前年同数(※1)
9	郵便局 払込取扱票[一般(赤い羽根)募金用]	1枚
10	郵便局 払込取扱票[年末たすけあい募金用]	1枚
11	「無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について」	1枚
12	ボランティア委嘱状	調査報告数または前年同数(※1)
13	ポスター	1枚
14	赤い羽根	調査報告数または前年同数(※1)

※1 調査報告数は前年度ご提出いただいた調査票にご記入いただいた数です。

ご提出がなかった自治会町内会については、昨年度と同数をお送りしています。

※不足の資材がある場合は、事務局までご連絡ください。追加発送をさせていただきます。

2 運動スケジュール

9月中旬～下旬	自治会町内会会長宅等区連会資料配送先へ資材送付
10月1日～12月31日	赤い羽根共同募金運動実施期間
12月1日～12月31日	年末たすけあい募金運動実施期間
～令和8年1月31日	募金送金締切

3 募金目安額（共同募金会磯子区支会設定額）

共同募金は、配分を計画的に行うために、あらかじめ募金目安額の設定を行う募金です。今年度の目安額は、神奈川県共同募金会磯子区支会の承認をいただき、以下のとおり設定をしています。目安額を参考にご協力をいただきますようお願いいたします。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	290円（昨年同額） ※上記金額以上の設定も可能です。 ※目安額ですので、実際の寄付金額の多寡は問いません。
自治会町内会世帯数の考え方	令和6年12月末日現在の自治会町内会加入世帯数

※募金は任意であり、お示ししている金額はあくまでも目安額です。戸別世帯への募集に際しては、寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。

4 募金方法例

募金方法決定については各自治会町内会にてお願いいたします。

封筒募金 （封筒を使った戸別募金）	戸別世帯を訪問して寄付金を募る方法 回覧板に封筒を挟み込んで回覧する方法 等 ※「5封筒を使った募金活動に関する留意事項」参照
その他	あらかじめ自治会町内会費と一緒に募金分をお集めいただいている場合の募金

5 封筒を使った募金活動に関する留意事項

封筒を使って募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

①必要に応じて「ボランティア委嘱状」を携帯してください。（資材注文された自治会町内会のみ）

戸別訪問して寄付を募る場合は「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄は各自治会町内会でご担当者氏名をご記入ください。

②寄付済(領収)証を発行してください。(資材注文された自治会町内会のみ)

ご寄付いただいた方に寄付済(領収)証を発行してください。寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。なお、寄付済証には赤い羽根、年末たすけあいどちらの寄付金なのかを○で囲めるようになっておりますが、同時に集めた場合は○囲みをする必要はございません。

③寄付金額の指定は行わないでください。

一世帯あたりの目安額をお示ししていますが、募金はいくらでも寄付者の任意ですので、寄付を募る側から金額の指定を行うことはできません。もし、いくらくらいが良いかと寄付者から尋ねられた場合は、目安額としてお答えいただいても構いません。

④その他

募金を集める際、寄付者名や寄付金額を名簿に記入いただくなどして他の方の目に触れてしまうことがないようにご配慮をお願いいたします。

6 募金納入方法

募金は各班の募金を自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、同封の郵便局払込取扱票にて納入いただきますよう、お願い致します。

7 10万円を超える現金の振込時の注意事項

郵便局で10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続者の本人確認書の提示が求められる場合があります。恐れ入りますがご準備をよろしくお願いいたします。

※郵便局払込手数料について

同封した青色の払込用紙を必ずご使用ください。(手数料免除の口座になります。)
ゆうちょ銀行窓口での手続きに限り手数料が免除となります。

【免除となる手数料】

- ① 硬貨取扱い手数料 ② 送金手数料

ATMご利用の場合は通常の手数料がかかりますのでご注意ください。

※ゆうちょ銀行窓口でのお支払いの際は、念のため送付資材にございます「無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について」と書かれたゆうちょ銀行発行の通知書をお持ちいただき、万が一窓口にて手数料負担を求められた場合にお見せいただきますようお願いいたします。



R7年度 共同募金PR大使
ミナミコアリクイ “ムム”
(野毛山動物園)

戸別募金をとりまとめていただく皆様へ(班長さま用資料)

共同募金のとりまとめについてのお願い

日頃より共同募金運動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響下はありますが、今年もできる限り皆様のご協力をいただき、共同募金運動を実施したいと存じます。

ご多忙の折、お手数をおかけし誠に恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

**共同募金は皆様の善意の募金で、募金は決して強制ではありません。
募金額については、寄付をされる方のご判断でお願いします。**

共同募金会では、例年「目標額(配分計画)」を定めております。

これは、県下に共同募金の配分金を大きな財源としている社会福祉施設・団体が数多くあることによります。

戸別募金をとりまとめていただく皆様のご協力により集まった募金は、神奈川県共同募金会から、それぞれの施設・団体、各区社会福祉協議会等へ配分されますが、多くの配分希望がある現状では、そのすべてを満たすのはとても難しいことです。

そこで、配分希望を調整し、その財源を確保するために、募金の配分(使途)を事前に計画し、また、募金活動の指針として目標額を設定しています。

そして、この目標額を達成するための募金の目安をお示しし、募金運動が進められています。

磯子区では、昨年の実績と神奈川県共同募金会の配分計画を踏まえ、磯子区支会委員会において、令和7年度の街頭募金、戸別募金、法人募金、その他の募金による磯子区の募金目標額総額を、24,762,062円(一般募金、年末たすけあい募金、およびその他募金1,201,000円)の合計)とすることで予算のご承認をいただいております。

今年度、各自治会・町内会の皆様にご協力をお願いする共同募金運動戸別募金については、2月の磯子区連合町内会長会でご了承をいただき、昨年同様に、「一般(赤い羽根)募金」は1世帯290円を一応の目安(目標額)とさせていただきます。(一般募金戸別募金 目標額15,688,130円)。

また、「年末たすけあい募金戸別募金」については、前年実績を下回らない程度(合計7,872,932円)とさせていただきます。

どうぞ、本趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、各種ウイルス感染症拡大防止の観点から募金への協力を見送る場合は、各自治会・町内会にてご判断いただければと存じます。その際は事務局へご連絡いただく必要はありません。

どうぞよろしくお願いいたします。

お問い合わせ・連絡先 共同募金会磯子区支会事務局
(磯子区社会福祉協議会内)

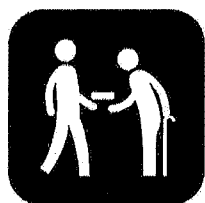
tel : 045-751-0739



R 7 年度 共同募金 PR 大使
ミナミコアリクイ“ムム”
(野毛山動物園)

共同募金は、身近な地域の福祉活動を支援しています。

～共同募金寄付金を財源とした活動の紹介～



高齢者支援
高齢者向けサロン
会食・配食サービス
送迎サービス など



～ボランティアの声～
ひとり暮らしの高齢者宅へお弁当を届けた時にもらう「ありがとう」の言葉は、この活動の支えである共同募金をしてくれた方たちへの「ありがとう」だと思っています。



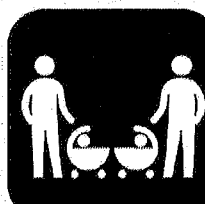
障がい者支援
福祉施設へ車両費助成
障がい者作業所支援
障がい児の余暇活動 など



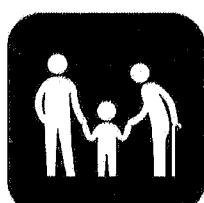
～リハビリ教室の利用者の声～
脳梗塞で体の自由がきかなくなり、最初は落ち込んでいましたが、このリハビリ教室に出会い、生きがいを見つけました。大切な場所です。



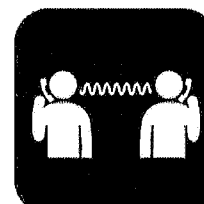
子育て支援
福祉施設の整備
子育てサロン
絵本の読み聞かせ など



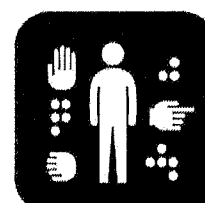
～サロン運営者の声～
閉じこもりがちな母子の憩いの場所を、共同募金の財源をいただき運営しています。子どもたちの笑顔が溢れる場となっています。



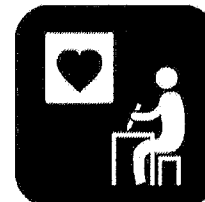
地域福祉の支援
三世代交流イベント
在日外国人の支援
悩み事相談 など



～ボランティアの声～
誰もが気軽に話ができるよう相談電話を開設しています。無償で行っているので共同募金が活動の大きな支えです。



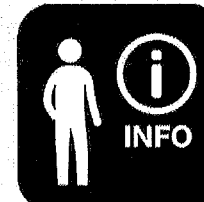
ボランティア支援
ボランティア団体支援
ボランティア育成講座
福祉教育 など



～ボランティアの声～
趣味もなく定年後の生き方に悩んでいた時、ボランティア講座に参加しました。これがきっかけで、今では週3回、高齢者の施設でボランティアをしています。



災害時の支援
地域の防災活動
災害等準備金
災害義援金 など



～災害ボランティアセンタースタッフの声～
被災地に集まったボランティアたちが、状況に応じた活動ができるよう迅速に対応できる資金があったことに感謝しています。

神奈川県共同募金会 磯子区支会
(事務局: 社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会)
〒235-0016
横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階
電話: 045-751-0739 FAX: 045-751-8608



令和7年度
共同募金 PR 大使
ミナミコアリクイ
“ムム”



自治会・町内会の役員の皆さまへ

共同募金運動にご協力いただき、ありがとうございます。

共同募金と言えば、駅や商店街等で募金を行うイメージがありますが、実は横浜市内の募金額の約9割は、皆さまの活動によって集められる各ご家庭からの募金です。

しかし、これから皆さまが募金のお願いをしていただく時に、「目安額って?」「強制なの?」「何のために?」

そんな言葉に、困ってしまうことがあるかもしれません。

このような時にご活用いただければと、募金の目的や使い途など、地域の皆さまからお寄せいただくことが多いご質問をQ&Aでまとめました。

共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」として、ひとりひとりの小さな力が、地域の福祉活動を支える大きな力となっています。

今年もご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年9月吉日

共同募金会横浜市支会 18区支会



教えて！赤い羽根共同募金Q&A

共同募金会に多くお寄せいただくご質問をQ&Aでまとめました。

? 共同募金ってなに？ 集めたお金は何に使われるの？

赤い羽根の共同募金は、「町の人々のやさしい気持ち」を集める活動です。社会福祉法で定められ、認められている募金活動で、昭和22年に市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は戦後復興の一助として福祉施設を中心に資金支援活動を行っていましたが、現在では、皆さまのお住まいのすぐ近くの地域の中で、様々な福祉活動に役立てられています。

? 具体的に、どんな活動に使われているの？

共同募金は、高齢者サロンや、子育て支援などの草の根のボランティア活動から、障害者地域作業所などの社会福祉施設の改修まで、様々な民間の地域福祉活動を支援しています。裏面も参考にしてください。

? 被災地支援にも役立っているの？

大規模な災害が起こった場合に備えて、全国の都道府県共同募金会では、募金額の一部を積み立てています。東日本大震災では、東北地方の被災地を中心に、150か所の災害ボランティアセンター等へ約8億8千万を助成し、支援活動に使われました。

横浜市内でも、各区から災害ボランティアバスが被災地へ応援に駆けつけました。

また、台風被害など県内で発生した災害の支援活動に使われました。



なんで目安額があるの？〇〇円っていわれたけど？

赤い羽根の共同募金は、皆さまからの貴重な寄付をやみくもに集めるのではなく、まずは、何に使う必要があるのか「計画」を決めてから集めるしくみです。必要な金額から算出されたものを「目安額」としてご案内しています。もっとも、ご寄付は自由意思に基づくものなので、目安額はあくまでも目安にすぎません。



募金の使い方って、誰が決めているの？

横浜市内で集まった募金は、いったん神奈川県共同募金会に集約されます。神奈川県共同募金会には、助成先を決定する「配分委員会」が設置され、自治会町内会連合会長など、地域のさまざまな立場の代表者が委員となり、市民が参加する形で助成先が決められています。



寄付金控除が受けられるの？

共同募金会は、税制上、国と地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。個人からのご寄付は所得税の所得控除または税額控除、法人からのご寄付は、法人税の全額損金算入扱いになります。詳細については、お問い合わせください。



横浜市の募金額はどれくらいなの？

令和6年度の募金総額は約3億3千5百万円です。年々募金額は減少傾向にありますが、毎年市民の皆さまに多大なご協力をいただいています。横浜市内への助成額は、約3億円となり、ボランティア団体や各区社協など、さまざまな福祉団体へ配分されました。

その他、ご不明な点は各区支会へお気軽にお問合せください。

令和7年度 共同募金の実施要領

■共同募金とは〈一般募金(赤い羽根募金)と年末たすけあい募金の総称です〉

I 趣 旨

共同募金運動は、地域での福祉課題の解決を民間で図り、福祉施設、地域作業所、NPO法人、ボランティア団体など、地域での諸活動が円滑に推進されるよう、ご支援くださる皆様のひとり一人のここをつなぐ運動です。皆様から寄せられた、共同募金運動の結晶としての寄付金は、地域に還元するなど、地域の福祉活動の潤滑油として機能を発揮することになります。

民間の地域での福祉活動の形態はさまざま、各団体が創意工夫のもとに活動を行っています。共同募金運動は、地域の皆様のご理解とご協力を得て、これらの地域福祉活動の一部を支えていこうという目的をもって計画的に実施されています。また、共同募金運動は、人々が共に生きる地域の一員として、お互いに相手の気持ちを大切にしよう“たすけあい”のここを育み、発揮するという役割も担っています。

募金の実施につきましては、自治会・町内会をはじめ、磯子区支会を構成する皆様方からのご意見をいただき、運動に活かしていきます。

1 共同募金の特質

共同募金は、次の特質を持つ運動です。

(1) たすけあいのこころの普及

共同募金は、温かいこころを通わせあい、それを基盤にして、福祉を向上させていくことを目的のひとつとしています。

(2) 全国協調と地域性

共同募金は、ひとりでも多くのみなさまの参加を願い、全国一斉に協調して行われます。実施する区域は都道府県とし、その区域の住民と、民間福祉事業を行うものとの協力によって実施します。

(3) 一元性と総合性

共同募金は、民間の社会福祉事業が区域で展開する諸活動に、募金を効率的に活用するため、区域の募金の一元化を図り、寄附金の募集・管理・配分を総合的に調整しています。

(4) 公表

共同募金は、寄付者の信託によって寄付金の管理・配分を行っていますので、その結果を明確に公表し、共同募金の透明性を確保するとともに、寄付者の理解と支持を得るよう努めます。

また、一般募金の配分については公募のもと、申請方式による事業助成として各団体に配分しています。

(5) 奉仕活動

共同募金は、地域で福祉の向上に尽力する奉仕者の組織的な活動によって推進されます。

II 実施の主体

社会福祉法人神奈川県共同募金会 磯子区支会

Ⅲ 一般募金（赤い羽根募金）について

〈目 的〉

「共同募金」は、都道府県を単位として全国一斉に行う寄付金募集で、都道府県ごとの地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業・更生保護事業を行う関係施団体等の活動を資金面で支援することを目的として実施しています。

〈実施期間〉

共同募金運動は、毎年1回、厚生労働大臣が定める期間内（例年10月1日から3月31日）に実施します。なお、共同募金会では、前記期間以外にも年間を通じて寄付金の受け入れを行っています。

〈実施計画〉

「共同募金」は、社会福祉法に基づき、あらかじめ募金目標額（配分計画額）・受配者の範囲・配分の方法を定めて行う計画募金です。

〈配 分〉

「共同募金」は、都道府県を単位として配分が行われ、神奈川県共同募金会に寄せられた寄付金は、神奈川県内の民間福祉活動を推進するために使われています。

ただし、国内で大規模災害が発生した場合に限り県域を越えて拠出（被災者支援）拠出できます。

Ⅳ 年末たすけあい募金について

共同募金の一環として、12月1日から12月31日まで年末たすけあい募金運動が行われ、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、重い障がいのある人などさまざまな課題をかかえた区内の方々を慰問、激励するため、また、地域の福祉活動を一層充実するために活用されます。

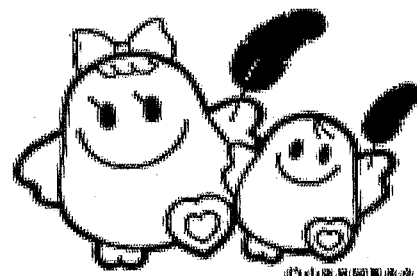
Ⅴ 令和7年度 磯子区での共同募金運動について

1 募金活動の種類について

神奈川県共同募金会磯子区支会では、より多くの方からご協力いただけるよう次の方法で募金活動を実施します。

- 【戸別募金】自治会・町内会の協力を得て各家庭にご協力をお願いする募金。
- 【街頭募金】関係団体の協力を得て駅前などで通行中の方にご協力をお願いする募金。
- 【法人募金】企業・法人を中心に、ダイレクトメールなどによりご協力をお願いする募金。
- 【職域募金】企業や官公庁など、職場の社員・職員に寄付のご協力をお願いする募金。
- 【イベント募金】「ふくしの広場」など区域で実施する各種イベント開催時にご協力をお願いする募金。
- 【校内募金】先生や児童・生徒達に各学校内での寄付のご協力をお願いする募金。
- 【その他募金】地域ケアプラザや地区センター等、多くの区民が利用する機関の窓口に募金箱を設置し、寄付のご協力をお願いする募金。

愛ちゃん と 希望くん



© 中央共同募金会

2 募金期間及び目安額

(1) 一般募金（赤い羽根募金）

- 令和7年度目安額 15,688,130円（戸別募金）
 1,201,000円（街頭募金、法人募金、その他募金等）
- 運動期間 10月1日～3月31日
- 募金納入期間 12月末までを目途に納入いただければ幸いに存じます。

[目安額の算定方法]

- ① 世帯数は、令和6年12月末日現在の地域振興課届出加入世帯数です。
- ② 一般募金の各自治会・町内会目安額は、一応の目安として、1世帯あたり290円（広域目安額165円＋地域目安額125円）に対象世帯数を乗じて算定しています

(2) 年末たすけあい募金

- 令和7年度目安額 前年度実績額を下回らない程度
- 運動期間 12月1日～12月31日
- 募金納入期間 12月末までを目途に納入いただければ幸いに存じます。

VI その他

- (1) 戸別募金にあたっては、共同募金の趣旨、目安額、配分額等について納得が得られるよう十分説明し、寄付者の自発的な協力によって寄付金が拠出されるようお願いします。また、判断の目安としておおよその寄付標準額を示すことは差し支えありませんが、強制感を与えることのないよう充分ご留意をお願いします。
- (2) 募金期間中における2,001円以上の寄付金は所得税、住民税の税制優遇が受けられますので、免税領収書を必要とされる場合は、該当者の住所、氏名を事務局にお知らせください。後日、事務局からお礼状とともに発送します。
- (3) 戸別募金の寄付者には寄付済証を交付します。（自治会・町内会からの一括寄付のときはご希望により交付します）

【参考】共同募金のはじまり

昭和20年、終戦直後、生活困窮者と戦災孤児の激増など、深刻な社会的・経済的混乱のなかで、国は「生活保護法」（昭和21年10月制定）を中心とした公的扶助政策を推進してきました。一方で戦前、国内に6,700余あった民間社会福祉施設は、戦災によって3,000余に激減し、さらにインフレによる物価の高騰、物資の入手難などによって、復興はおろか施設の維持さえも困難な状況となりました。

また、昭和21年、連合軍総司令部(G・H・Q)は、国が行うべき政策を民間の事業体に行わせてはならないことと、民間が行う事業への公金支出を禁止する覚書を国に発しました。当時、「公私分離の原則」と呼ばれたものです。

このような状況のなかで、民間社会福祉事業の活動資金を確保するための寄付金募集（共同募金運動）を、全国的に実施しようという気運が公私の間に高まり、この運動を展開するために「社会事業共同募金中央委員会」（現在「中央共同募金会」）が組織されました。併行して、厚生省（現在「厚生労働省」）が提唱した、国民の“たすけあいの心”を喚起する「国民たすけあい運動」の一環として実施するための「共同募金（コミュニティーチェスト）実施要綱」が昭和22年8月に策定され、第1回の共同募金が昭和22年11月25日から12月25日までの1カ月を運動期間として実施されました。



共同募金のお願い

神奈川県共同募金会横浜市磯子区支会

皆さまの温かいご理解とご協力をいただいております共同募金運動が、今年も10月1日から始まります。

地域で暮らす皆さまにとって、安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、公的福祉制度の充実はもちろんですが、身近な地域できめ細かな活動を行っている団体やボランティアなどの活躍に、たいへん大きな期待が寄せられています。共同募金は、そうした民間の社会福祉活動のための大切な資金となっております。

今年も、共同募金の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

一般募金（赤い羽根共同募金）

この募金は、神奈川県共同募金会を通して、県内の民間社会福祉施設や福祉活動団体、磯子区社会福祉協議会へ配分されます。なお、募金は次のような方法を中心に行われています。

- ①戸別募金 自治会・町内会のみなさまのご協力によって、各家庭のご協力をお願いしています。
- ②街頭募金 区内の各駅頭などで、民生委員児童委員を始め各団体のみなさまのご協力により実施しています。
- ③法人募金 区内の企業などへのダイレクトメールにより、ご協力を呼びかけています。

年末たすけあい募金

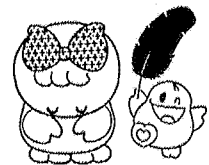
年越しに向けて、身近な地域での助けあいを進めていくための募金です。

ご協力いただいた募金は、高齢者や障害児者等への生活支援、障害者地域作業所や障害者グループホーム、また、地域のボランティア団体などへ磯子区社会福祉協議会を通して配分されます。

今年も皆さまの温かいご協力をよろしくお願いいたします!!

<お問い合わせ>

社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市磯子区支会事務局
 （社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会事務局内）
 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階
 TEL. 751-0739 FAX. 751-8608



回										
覧										

◎募金はあくまで任意のものです。皆さまのお気持ちをいただければ幸いに存じます。

共同募金は、身近な地域の福祉活動を支援しています。

～共同募金寄付金を財源とした活動の紹介～

高齢者支援

高齢者向けサロン
会食・配食サービス
送迎サービス など

～ボランティアの声～

ひとり暮らしの高齢者宅へお弁当を届けた時にもう「ありがとう」の言葉は、この活動の支えである共同募金をしてくれた方たちへの「ありがとう」だと思っています。

障がい者支援

福祉施設へ車両費助成
障がい者作業所支援
障がい児の余暇活動 など

～リハビリ教室の利用者の声～

脳梗塞で体の自由がきかなくなり、最初は落ち込んでいましたが、このリハビリ教室に出会い、生きがいを見つけました。大切な場所です。

子育て支援

福祉施設の整備
子育てサロン
絵本の読み聞かせ など

～サロン運営者の声～

閉じこもりがちな母子の憩いの場所を、共同募金の財源をいただき運営しています。子どもたちの笑顔が溢れる場となっています。

地域福祉の支援

三世代交流イベント
在日外国人の支援
悩み事相談 など

～ボランティアの声～

誰もが気軽に話ができるよう相談電話を開設しています。無償で行っているので共同募金が活動の大きな支えです。

ボランティア支援

ボランティア団体支援
ボランティア育成講座
福祉教育 など

～ボランティアの声～

趣味もなく定年後の生き方に悩んでいた時、ボランティア講座に参加しました。これがきっかけで、今では週3回、高齢者の施設でボランティアをしています。

災害時の支援

地域の防災活動
災害等準備金
災害義援金 など

～災害ボランティアセンター
スタッフの声～

被災地に集まったボランティアたちが、状況に応じた活動ができるよう迅速に対応できる資金があったことに感謝しています。

神奈川県共同募金会 磯子区支会
(事務局:社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会)
〒235-0016
横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階
電話:045-751-0739 FAX:045-751-8608



令和7年度
共同募金 PR 大使
ミナミコアリクイ
“ムム”



ゆ 22 事 統 第 072611 号
2022 年 8 月 1 日

社会福祉法人 神奈川県共同募金会
会長 並木 裕之 様

株式会社 ゆうちよ銀行
事務部門 事務統括部長 傳 昭浩



無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について

申込みいただきました無料送金サービスの取扱いに係る審査結果を、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 申請の種類
新規
 - 2 加入者名
社会福祉法人 神奈川県共同募金会
横浜市磯子区支会
 - 3 口座記号番号
00220-8-99416
 - 4 審査結果
承認（社会福祉の増進を目的とする寄附金の募集について）
 - 5 料金免除取扱期間
2022年8月15日（月）から通年
 - 6 無料送金サービスの範囲
ゆうちょ銀行の各店舗・郵便局の貯金窓口において、通常払込み（料金払込人負担（青色の振替払込書））での送金に限ります。
通常払込み（料金加入者負担（赤色の振替払込書））や、ATM・ゆうちょダイレクト等の窓口以外のチャネルによる送金は、本サービスの対象外です。
- ※ 都合により申請いただいた内容を変更する場合は、変更する1か月前までに都道府県共同募金会本部を通じ、弊行の担当エリア本部までお申し出ください。
- ※ 無料送金サービスのご利用には、郵便局窓口での取扱いを円滑にするため、専用払込書の作成にご協力ください。

以上

自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会 磯子区支会
支会長 須田 幸雄

令和 8 年度に向けた共同募金運動(戸別募金)用資材 に関するアンケート(依頼)

日頃より共同募金運動について、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年のお願いではございますが今年度も共同募金に係る「募金資材」の必要数について、アンケート調査を実施いたします。

今回ご回答いただくアンケート結果は、令和 8 年度の共同募金資材発送数として反映させていただきます。

つきましては、ご多用中大変恐縮ではございますが、別紙回答用紙にご記入のうえ、
11 月 28 日(金)までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートのご提出がない場合は本年度同数、同内容の資材をお送りいたしますのでご了承ください。

【担 当】 磯子区社会福祉協議会内 山崎
電 話 751-0739
FAX 751-8608
E-mail: info@isoshakyo.com

令和8年度に向けた共同募金資材についてのアンケート回答用紙

◆募金資材の配付について

従来、共同募集運動のために各自治会町内会にお届けしている資材は次の通りです。

下記のうち、No.1～7はご希望にもとづき送付しておりますので、次年度に向けてご回答をお願いいたします。なお、No.8～11については全ての自治会・町内会に原則1部ずつ配付しております。

自治会町内会名:【 】

No.	資 材 名	本年度 お届け数	次年度資材送付必要数を下記にご記入ください※該当する項目の□にレ印
1	寄付済(領収)証 [一般(赤い羽根)・年末たすけあい募金 兼用]	枚	☐ 世帯数分の送付を希望 ☐ [枚]送付を希望 ☐ 送付不要
2	募金袋(封筒)[一般(赤い羽根)募金用]	枚	☐ 世帯数分の送付を希望 ☐ [枚]送付を希望 ☐ 送付不要
3	募金袋(封筒)[年末たすけあい募金用]	枚	☐ 世帯数分の送付を希望 ☐ [枚]送付を希望 ☐ 送付不要
4	文書「共同募金のとりまとめについてのお願い」(班長向け資料)	部	☐ 班数分の送付を希望 ☐ [部]送付を希望 ☐ 送付不要
5	文書「共同募金のお願い」(班回覧用資料)	枚	☐ 班数分の送付を希望 ☐ [枚]送付を希望 ☐ 送付不要
6	ボランティア委嘱状	枚	☐ 班数分の送付を希望 ☐ [枚]送付を希望 ☐ 送付不要
7	赤い羽根	ピン	☐ ピン式[本]送付を希望
		シール	☐ シール式[本]送付を希望 ☐ 送付不要
8	郵便局払込取扱票 [一般(赤い羽根)募金用]	1 部	
9	郵便局払込取扱票 [年末たすけあい募金用]	1 部	
10	ボランティア向けリーフレット	1 枚	
11	ポスター	1 枚	

その他の資材に関するご希望などございましたらご記入ください

その他の資料に関するご希望などございましたら、お気軽にご連絡ください。

※令和7年 11 月 28 日(金)までに同封の返信用封筒又は FAX で共同募金会磯子区支会へご返送をお願いします。(ご返送のなかった場合には、本年度と同じ資材送付とさせていただきます)

ご協力ありがとうございました。

令和7年度

参加費無料
事前申込不要

磯子区社会福祉大会

令和7年 11月27日(木)

※悪天候等で中止をする場合、本会HPにて、
当日10時までにお知らせいたします。

第1部

13:00 開場

13:30~14:10

社会福祉功労者表彰

第2部

要約筆記あります！



講師：若宮正子氏

14:30~16:00 講演会

人生100年時代を楽しみ尽くす！

～学び・挑戦・生きがいのヒント～

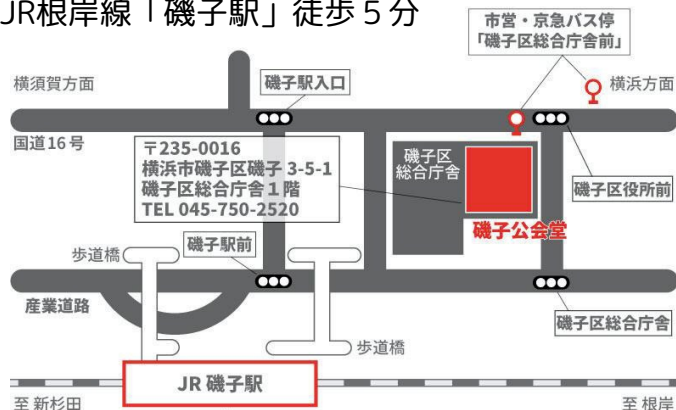
〔講師紹介〕

昭和10年生まれの90歳。高校卒業後、銀行に定年まで勤務。58歳からパソコンを独学で習得し、81歳で**ゲームアプリ**「hinadan」を公開。これにより**米国アップル社**からの世界開発者会議への招待、**国連**でのスピーチなど、国内外を飛び回り、**あふれる好奇心**とともに「今」を楽しんでいる。



会場 磯子公会堂

横浜市磯子区磯子3-5-1(磯子区総合庁舎)
JR根岸線「磯子駅」徒歩5分



※公共交通機関をご利用ください。

定員 先着600名

※定員に達し次第、入場できません。
あらかじめご了承ください。

同時開催 ※詳細裏面

「フードライブ」

@磯子公会堂来場者受付



障害者施設自主製品販売

「コスモスショップ」@区役所1階



主催・問合せ

磯子区社会福祉協議会

TEL:045-751-0739
FAX:045-751-8608

後援

磯子区役所

フードドライブとは？

ご家庭に眠っている食品
大募集！！

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の子ども食堂や生活困窮者などに寄付する活動です。

「まだ食べられるけど使いきれない…」そんな食品が、誰かの助けになります。該当する食品がありましたら、ぜひ当日会場へお持ちください！

寄付できる食品例



食品寄付の注意事項

未開封・未使用のもの

必ず未開封かつ未使用の状態でお寄せください。開封済みや一部使用済みの食品は品質保持が困難なため、寄付対象外となります。

賞味期限の確認

賞味期限が明記され、かつ2ヶ月以上の食品が対象となります。

保存方法の確認

常温で保存可能な食品であるかの確認をお願いします。

湿気や直射日光を避け、状態が保たれているものをご用意ください。

お受け取りができない物品

アルコール類(酒類、料理酒を含む)や、サプリメントや医薬品は受け取れません。

ご協力よろしくお願いします！

障害者施設自主製品販売ってなに？

通称「コスモスショップ」と呼ばれ、親しまれています。磯子区内の障害者施設の自主製品（パン・お弁当・焼き菓子・手工芸品・野菜など）を販売しています。

毎月第3水曜日・第3木曜日 10:00~15:00
磯子区役所1階区民ホールにて
定期的を開催しています。



11/27も実施します!!

津波に関する情報について（情報提供）

令和 7 年 7 月 30 日に発生したカムチャツカ半島付近を震源とする地震により、同日 9 時 40 分に東京湾内湾に津波注意報が発表され、沿岸部設置の津波警報スピーカーも作動しました。

今回は津波注意報にとどまったため、市域への避難指示発令はありませんでしたが、これを機に、津波に関する情報の意味や避難のポイント、自宅や職場などが避難対象区域にあたるか、近くに避難に適した高台や頑丈な建物があるかどうか、などについて、ご家族や職場の方々と一緒に、改めて、確認・話し合いなどをしてみてください。

1 津波からの避難に関するガイドライン（抜粋）【別添 1】

- (1)津波から身を守るために（避難の考え方）
- (2)津波への備え
- (3)その他（横浜市の津波避難対策、避難対象区域が含まれる町丁一覧等）

※ 関連する横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/tsunami/>

2 令和 5 年 4 月の磯子区連合町内会長会資料【別添 2】

防災スピーカーの運用等について

連絡先：磯子区総務課 危機管理担当
電話： 750-2312FAX:750-2530
E-mail:is-bousai@city.yokohama.lg.jp

津波から身を守るために（避難の考え方）

より早く、より高い場所への避難

地震による大きな揺れを感じたり、津波警報等や避難指示の情報を得た場合は、直ちに避難することを判断し、①海拔 5 m 以上の高台又は②鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の 3 階以上を目安に避難してください。

- ◆ 地震による大きな揺れやゆっくりとした長い揺れを感じた場合などは、テレビやラジオなどで直ちに情報を入手しましょう。

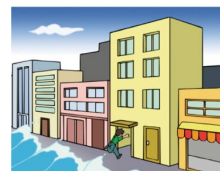
津波が発生する地震の場合、地表が揺れているときには、すでに津波が発生し、沿岸へ向かって進んでいます。地震発生から津波が到達するまでの時間は、震源や地域によって様々ですが、数分で到達する場合があります。

- ◆ 津波発生のおそれがある場合、いち早く海岸や河口から離れることが基本ですが、特に津波到達までの時間が不明な場合や短いと予想される場合は、「遠いところ」ではなく、「高いところ」へ避難することを心がけてください。

海拔 5 m 以上の高台

または

鉄筋コンクリート造等、かつ、地震の揺れによる被害のない建物で、3 階以上（または床上面が地盤から 5 m 以上）



※次の要件を満たす建物の所有者や管理者の皆様は、できる限り避難者を受け入れていただくようお願いします。

【要件】① 鉄筋コンクリート (RC) 造又は鉄骨鉄筋コンクリート (SRC) 造

② 3 階建以上 ③ 新耐震基準 (昭和 56 年 6 月以降に建築確認) 又は耐震補強済み

- ◆ また、できるだけ次のことを心がけてください。

- ① さらに高いところへ避難できるような場所（例：さらに高い場所へ避難できるような連続した地形や 4 階、5 階・・・と、上層階へ避難できる高い建物）に避難する。
- ② 建物に避難する場合は、津波による船舶などの漂流物を考慮して、海に面する建物を 1 列目とすると、1 列目よりも 2 列目、3 列目の建物に避難する。
- ③ 地下街や地下室などは、浸水するおそれが高いため、津波警報等や指示の情報を得た場合は、速やかに近くのビルの上階や高台などの安全なところへ避難してください。

④ 避難するときは、周囲に声をかける、手を引いて逃げるなど、その場の状況でできる「助け合い」をしましょう。

⑤ 車での避難については、避難する車で渋滞が発生し、立ち往生した車が津波に襲われることがあります、また、狭い通路で車が立ち往生した場合は、徒歩で避難している人の妨げになる可能性もあります。

一方で、高齢者や身体が不自由な方など、車での避難が必要な方もいます。

このような方々がいち早く避難するためにも、車を使わずに避難できる方は車を使用しないよう御協力をお願いします。

《大津波警報・津波警報・津波注意報の種類》

種類	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	10m 超 (予想される津波の高さが高いところで 10m を超える場合)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
	10m (予想される津波の高さが高いところで 5m を超え、10m 以下の場合)		
	5m (予想される津波の高さが高いところで 3m を超え、5m 以下の場合)		
津波 警報	3m (予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	1m (予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

気象庁は、津波警報等を発表した場合、直ちに報道機関や市町村、警察などの防災関係機関へ伝達し、テレビ・ラジオなどを通じて市民の皆様に情報を発信します。

自宅や職場などで自らできる津波避難対策

家族や職場の同僚など普段身近にいる人は、いざというとき頼りになります。また、自宅などにおける避難の妨げとなる箇所を点検しておくことや、避難場所などをあらかじめ決めておけば、それぞれが安全に避難でき、大切な家族を守ることにもつながります。そのため定期的に家庭や職場で地震や津波の対策について、次に挙げるテーマなどを参考に話し合うことが重要です。

(1) 普段自分がいる場所の高さの確認

- ◆ 津波から避難するためには、**今自分がいる場所がどのくらいの高さであるかを知っておくことが重要です**。そのため、沿岸地域を中心に設置している「海拔標示」や、このガイドラインの巻末に掲載している「避難対象区域図」、市のホームページに掲載している「わいわい防災マップ」などにより、自らの生活圏や普段よく訪れる場所などの高さを確認しておいてください。

(2) 避難場所の把握

- ◆ 自宅や職場など、自分の生活圏にある避難に適した**高台や頑丈な建物の位置を把握しておくことが重要です**。また、地震による建物の倒壊や地すべりなどによる通行不能の場合も考慮し、**できるだけ複数確認しておけば、より安心です**。
- ◆ 沿岸部などに、周辺の浸水予測区域や津波避難施設、海拔5メートル以上の場所などを表示した「津波避難情報板」を設置しています。詳しい設置場所等については、市ホームページをご覧ください。



URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/jyouhouban.html>

(3) 避難に必要な時間の確認

避難場所を確認後、移動には実際にどのくらい時間がかかるのか、あらかじめ調べておくことで、突然の地震発生でも避難を開始しなければならない時間がわかり、冷静な判断が可能になります。また、不測の事態が発生することを考慮し、**少し余裕を持った時間を考えておくことも必要です**。

(4) 避難経路の確認

避難経路の道幅、地震により道路がふさがれる危険性、迂回路はあるか、夜間で街灯が消灯し、暗闇となっても避難できるかなどを確認しておきます。また、大きな河川を渡る橋、土砂崩れの危険がある道路などをできるだけ避ける配慮も必要です。

(5) 「より早く」スムーズな避難の準備

いつ発生するかわからない津波から、迅速に避難するためには、日頃からの準備が重要です。実際に、東日本大震災において、一度避難したが、荷物などを取りに自宅へ戻り、被災した事例もありました。

このような事態を避けるため、ご家庭では、非常持出袋を取り出しやすい場所に置いておく、職場であれば、ラジオなどで情報を得る人や非常持出品を搬出する人などのそれぞれの役割を決めておくなどの準備をしておくことが、素早い避難するためには不可欠です。



(6) 家具などの転倒防止や危険な箇所の確認

出入口などの近くに大きな家具がある場合、家具が転倒し逃げられなくなることがあります。そのため、家具の配置の見直しや転倒防止器具の設置なども行っておきましょう。

(7) 安否確認方法

津波警報等や避難指示が解除された後の集合場所を決めておくことや電話会社が提供する「災害用伝言サービス」を利用するなどのルールについて話し合っておきます。

横浜市の津波避難対策

横浜市では、東日本大震災以降、以下の取組を進めています。

(津波避難対策について <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/>)

(1) 津波避難施設の指定

横浜市では、避難者の受け入れについて御協力いただける民間施設や市立学校、市営住宅等の公共施設を津波避難施設として指定しています。

(詳細は、下記ホームページ、又は、横浜市危機管理室、各区役所(ガイドライン裏表紙参照)までお問い合わせください。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/tsunami/tsunami.html>

(2) 海拔標示の設置

市民の皆様や観光客の皆様が、現在いる場所や自分の生活圏における海拔を認識し、万一の津波に備え、「より早く、より高い場所への避難」をしていただくため、海拔標示を設置しています。

避難対象区域が含まれる町丁一覧

鶴 見 区			
朝日町 1・2 丁目 安善町 1・2 丁目 潮田町 3・4 丁目 扇島 小野町 寛政町	岸谷一・四丁目 栄町通 1～3 丁目 汐入町 1～3 丁目 下野谷町 2～4 丁目 末広町 1・2 丁目 大黒ふ頭	大黒町 大東町 鶴見中央二～五丁目 仲通 1～3 丁目 生麦一～五丁目 浜町 1・2 丁目	平安町 2 丁目 弁天町 本町通 2～4 丁目 向井町 3・4 丁目
神 奈 川 区			
青木町 出田町 入江一・二丁目 浦島町 恵比須町 大口通 大野町 神奈川一・二丁目 神奈川本町	神之木町 金港町 幸ヶ谷 子安台一丁目 子安通 1～3 丁目 栄町 新浦島町 1・2 丁目 新町 鈴繁町	台町 宝町 反町 1 丁目 千若町 1～3 丁目 鶴屋町 1～3 丁目 七島町 西神奈川一丁目 西寺尾二丁目 橋本町 1～3 丁目	東神奈川一・二丁目 広台太田町 二ツ谷町 星野町 瑞穂町 守屋町 1～4 丁目 山内町
西 区			
岡野一・二丁目 北幸一・二丁目 楠町 桜木町 4～6 丁目 浅間町 1～5 丁目	高島一・二丁目 中央一・二丁目 戸部本町 西平沼町 花咲町 4～6 丁目	浜松町 平沼一・二丁目 みなとみらい一・二・五・六丁目	南幸一・二丁目 南浅間町
中 区			
相生町 1～6 丁目 曙町 1～5 丁目 石川町 1～5 丁目 伊勢佐木町 1～7 丁目 内田町 扇町 1～3 丁目 太田町 1～6 丁目 翁町 1・2 丁目 尾上町 1～6 丁目 海岸通 1～5 丁目 かもめ町 北方町 2 丁目 北仲通 1～6 丁目 黄金町 1・2 丁目 寿町 1 丁目 小港町 1～3 丁目 桜木町 1～3 丁目	新港一・二丁目 新山下一～三丁目 末広町 1～3 丁目 末吉町 1～4 丁目 住吉町 1～6 丁目 千歳町 千鳥町 長者町 1～9 丁目 豊浦町 常盤町 1～6 丁目 錦町 日本大通 根岸町 1～3 丁目 野毛町 1・2 丁目 羽衣町 1～3 丁目 花咲町 1～3 丁目 万代町 1～3 丁目	日ノ出町 1・2 丁目 福富町仲通 福富町西通 福富町東通 富士見町 不老町 1～3 丁目 蓬莱町 1～3 丁目 弁天通 1～6 丁目 本町 1～6 丁目 本牧三之谷 本牧十二天 本牧町 2 丁目 本牧原 本牧ふ頭 本牧宮原 本牧元町 真砂町 1～4 丁目	松影町 2～4 丁目 港町 1～6 丁目 南仲通 1～5 丁目 南本牧 宮川町 1・2 丁目 三吉町 元浜町 1～4 丁目 元町 3～5 丁目 山下町 山田町 山吹町 弥生町 1～5 丁目 横浜公園 吉田町 吉浜町 若葉町 1～3 丁目

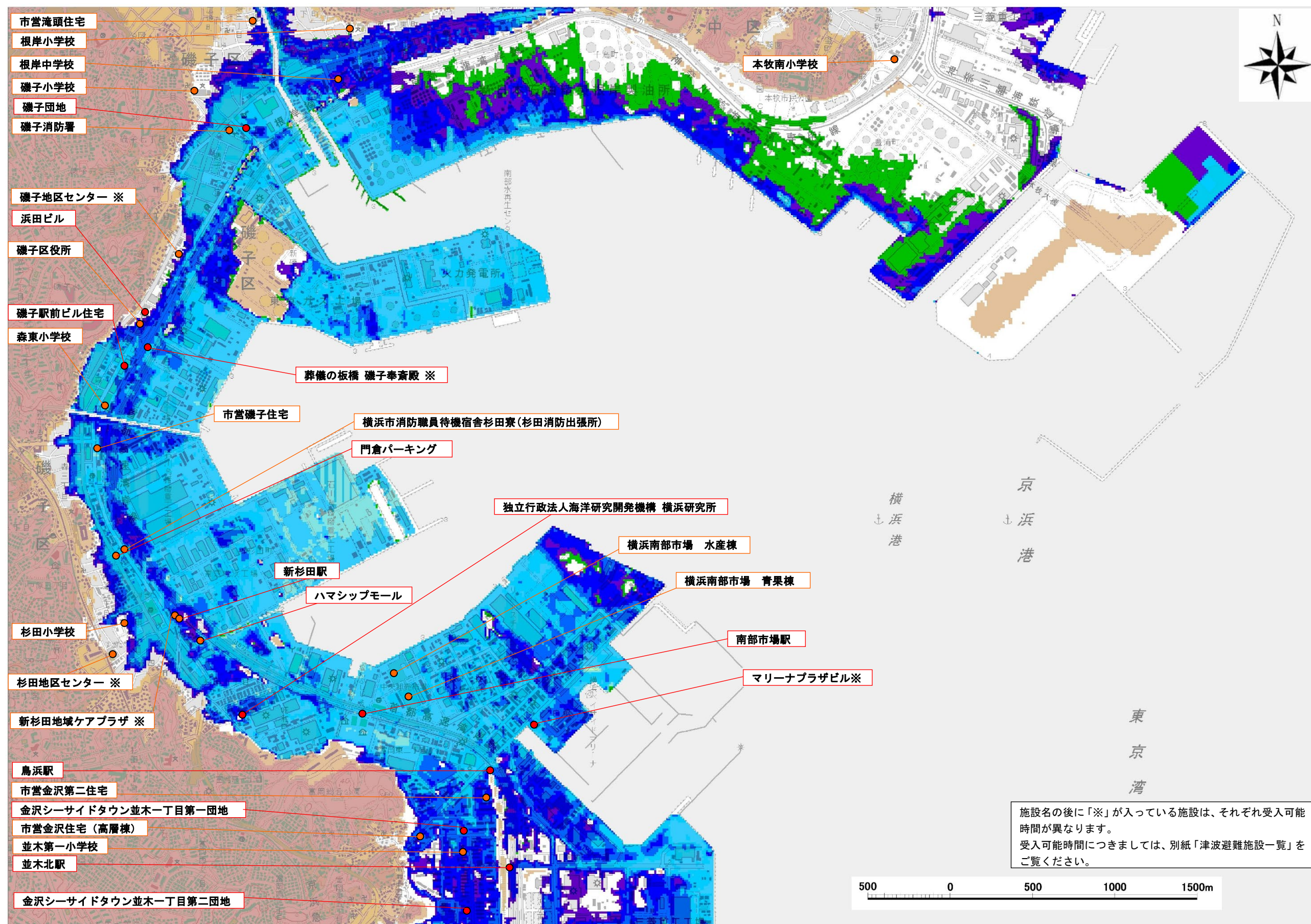
南 区			
井土ヶ谷下町 浦舟町１～５丁目 永楽町１・２丁目 共進町１・２丁目 山王町１～５丁目 白金町１・２丁目 白妙町１～５丁目	宿町１・２丁目 新川町１～５丁目 高砂町１～３丁目 高根町１～４丁目 中村町１～５丁目 花之木町１・２丁目 日枝町１～５丁目	東蒔田町 二葉町１～４丁目 堀ノ内町１丁目 前里町３・４丁目 真金町１・２丁目 万世町１・２丁目 南太田一・二丁目	南吉田町１～５丁目 宮元町１・２丁目 睦町１・２丁目 吉野町１～５丁目
保 土 ケ 谷 区			
岩間町１丁目	天王町１・２丁目	西久保町	
磯 子 区			
磯子一・二・三・六・七丁目 鳳町 上町 坂下町 下町	新磯子町 新杉田町 新中原町 新森町 杉田一・四・五丁目 滝頭三丁目	中浜町 中原一・二丁目 西町 馬場町 原町 東町	久木町 丸山一・二丁目 森一～三丁目
金 沢 区			
海の公園 大川 乙舳町 金沢町 釜利谷東一・二・六丁目 幸浦一・二丁目 寺前一・二丁目	柴町 昭和町 白帆 洲崎町 瀬戸 大道一・二丁目 泥亀一・二丁目	富岡東一・二・四・六丁目 鳥浜町 並木一・二丁目 野島町 八景島 平潟町 福浦一～三丁目	町屋町 六浦一～五丁目 六浦東一・二丁目 六浦南一丁目 谷津町 柳町

※上記のうち、次の町丁名については、本市の検証結果、その一部を避難対象区域とした町丁名です。

鶴見区	栄町通３丁目
神奈川区	西寺尾二丁目
西区	中央一・二丁目、戸部本町、桜木町４～６丁目、花咲町４～６丁目、浜松町
中区	内田町、花咲町２丁目、長者町１丁目、黄金町２丁目、元町３丁目、本牧三之谷
南区	井土ヶ谷下町、共進町１・２丁目、山王町４・５丁目、宿町１・２丁目、花之木町１・２丁目、日枝町４・５丁目、堀ノ内町１丁目、前里町３・４丁目、南吉田町４・５丁目、宮元町１・２丁目、睦町２丁目
保土ヶ谷区	岩間町１丁目、天王町１丁目、西久保町
磯子区	丸山一丁目
金沢区	釜利谷東一・六丁目、大道一・二丁目

【参考：本市の検証について】

津波による河川遡上や河川周辺などの浸水の影響を詳細に分析し、避難対策を検討するため、神奈川県が想定した浸水予測を基に、より詳細な地形データなどを用いて検証を行ったものです。



防災スピーカーの運用等について

1 設置状況

磯子区内には、全部で20カ所にスピーカーが設置されています。



分類	位置	設置位置	電源
防災スピーカー	津波警報伝達システム	① 根岸地区センター	有
		② 根岸小学校	
		③ 八幡橋交差点付近路上	
		④ 磯子消防署	
		⑤ 新磯子町付近（路上）	
		⑥ 磯子海づり施設付近（路上）	
		⑦ 磯子区総合庁舎	
		⑧ 屏風浦小学校	
		⑨ 磯子スポーツセンター	
	防災スピーカー	① 岡村中学校	無
		② 岡村小学校	
		③ 汐見台中学校	
		④ 森中学校	
		⑤ 洋光台消防出張所	
		⑥ 洋光台第三小学校	
		⑦ 浜中学校	
		⑧ 洋光台第二小学校	
		⑨ 洋光台第四小学校	
		⑩ さわの里小学校	
		⑪ 杉田小学校	

※上記のほか、3校（根岸中・磯子小・森東小）の校内スピーカーが連動しています。

2 スピーカーについて

- 伝達する情報の種類・内容：2～3ページをご覧ください。
- 防災スピーカーの聞こえ：遮蔽物や大雨、風向きなど外部要因の影響を受けやすく、近くでもよく聞こえない場合があります。横浜市総務局（スピーカー設置所管部署）が、令和4年度に市内全域で聞こえ方調査を行っており、今後、その結果を踏まえた検討を行う予定です。
- 停電時の動作状況：津波警報伝達システム（9カ所）は、独立型太陽光発電と蓄電池により停電時も作動します。

3 横浜市の情報伝達についての考え方

市民の皆様へ情報をお伝えする際は、日頃から、多様な手段を用いて行っています。特に緊急時は、市民の皆様が様々な環境（屋内外、高所・地階、静かな場所・賑やかな場所など）にいらっしゃることを想定し、防災スピーカーを含め、テレビやスマートフォン、防災情報Eメールなど多様な手段を組み合わせでお伝えしていきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

横浜市のホームページで、「防災スピーカー」に関する情報をご覧ください。



連絡先：磯子区総務課 危機管理担当
電話：750-2312 FAX: 750-2530
E-mail: is-bousai@city.yokohama.jp

【参考】津波情報の放送内容：横浜市で独自に作成・設定した音声流れます

【大津波警報（東日本震災クラス）】

放送内容	放送回数
サイレン_3秒_2秒空	4
大津波警報	4
サイレン_3秒_2秒空	4
巨大な津波がきます	2
サイレン_3秒_2秒空	4
高いところへ避難	2
サイレン_3秒_2秒空	4
津波(英語)	3
サイレン_3秒_2秒空	4
避難勧告（英語）	1
サイレン_3秒_2秒空	4
大津波警報	4
サイレン_3秒_2秒空	4
巨大な津波がきます	2
サイレン_3秒_2秒空	4
高いところへ避難	2
サイレン_3秒_2秒空	4
津波(中国語)	3
サイレン_3秒_2秒空	4
避難勧告（中国語）	1
サイレン_3秒_2秒空	4
大津波警報	4
サイレン_3秒_2秒空	4
高いところへ避難	2
サイレン_3秒_2秒空	4
津波（韓国語）	3
サイレン_3秒_2秒空	4
避難勧告（韓国語）	1
サイレン_3秒_2秒空	4

【津波注意報】

放送内容	放送回数
サイレン_10秒_2秒空	2
津波注意報	4
サイレン_10秒_2秒空	2
海から離れてください	1
サイレン_10秒_2秒空	2
津波注意報	4
サイレン_10秒_2秒空	2
海から離れてください	1
サイレン_10秒_2秒空	2
津波注意報	4
サイレン_10秒_2秒空	2
海から離れてください	1
サイレン_10秒_2秒空	2

【津波注意報】

「警報地域」東京湾内湾
「種別」横浜市独自音声
「使用期間」制限なし
「放送時間」約4分3秒
「言語」日本語のみ

【大津波警報（東日本震災クラス）】

「警報地域」東京湾内湾
「種別」横浜市独自音声
「使用期間」制限なし
「放送時間」約6分22秒
「言語」4か国（日本語、英語、中国語、韓国語）

【参考】Jアラートによる放送内容：国があらかじめ設定・作成した音声流れます

情報種別	情報内容
【国民保護情報】	即時音声合成情報 又は 事前音声書換情報
【地震】	緊急地震速報震度 5 弱、震度 5 強、震度 6 弱、震度 6 強、震度 7
【津波】	大津波警報（東日本震災クラス）、大津波警報（東日本震災クラス以外）、津波警報、津波注意報
【火山情報】	噴火特別警報（レベル 5 かつ避難対象）、噴火特別警報（レベル 4 かつ避難準備対象）、噴火特別警報（居住地域嚴重警戒かつ避難対象）、噴火、噴火したもよう。
【気象等の特別警報】	気象特別警報（大雨単独）、気象特別警報（大雨単独以外）

1. 津波関連情報については横浜市独自音声を使用しています。
2. 緊急地震速報は長周期地震動情報も含まれます。

【参考】放送音声内容について

動作ルール名			放送内容
1	【国民保護情報】	即時音声合成情報	警報内容に合わせて内容が変わります。
2	【国民保護情報】	事前音声書換情報	警報内容に合わせて内容が変わります。
3	【地震情報】	緊急地震速報震度 5 弱、5 強、6 弱、6 強、7	緊急地震速報。大地震です。大地震です。
4	【津波情報】	大津波警報（東日本震災クラス）、大津波警報（東日本震災クラス以外）、津波注意報、津波警報	横浜市独自音声（別紙資料参照）
5	【火山情報】	噴火特別警報（レベル 5 かつ避難対象）	ただいま、噴火警戒レベル 4 避難準備が発表されました。これは特別警報です。テレビ、ラジオの情報に注意し、避難の準備をしてください。
6	【火山情報】	噴火特別警報（レベル 4 かつ避難準備対象）	ただいま、噴火警戒レベル 5 が発表されました。これは特別警報です。テレビ、ラジオの情報に注意し、避難の準備をしてください。
7	【火山情報】	噴火特別警報（居住地域嚴重警戒かつ避難対象）	ただいま、噴火警報居住地域嚴重警戒が発表されました。これは特別警報です。テレビ、ラジオの情報に注意し、ただちに避難してください。
8	【火山情報】	噴火	噴火速報、噴火が発生しました。山の近くにいる方は、ただちに身の安全を図ってください。
9	【火山情報】	噴火したもよう	噴火速報、噴火が発生したもようです。山の近くにいる方は、ただちに身の安全を図ってください。
10	【気象特別警報等の情報】	気象特別警報（大雨単独）	当地域に、＜気象警報＞特別警報が発表されました。周囲の状況をみて、避難行動をとってください。
11	【気象特別警報等の情報】	気象特別警報（大雨単独以外）	当地域に、＜気象警報＞特別警報が発表されました。周囲の状況をみて、避難行動をとってください。

親子で楽しく遊んで、防災を学ぼう！



2025
磯子区

防火防災フェア

大人も子どもも楽しみながら学べるイベントが盛りたくさん！「磯子区防火防災フェア」に参加して、防災について一緒に考えてみませんか？

日時

11月9日(日) 9:00-12:30

入場
無料

第1部 防災講座 9:00-10:00

自治会町内会の防災担当の方必見！

テーマ「まちを元気にする楽しい防災訓練企画のコツ」

防災訓練を実施しても、「メニューがマンネリ化していて人が集まらない」。こんなお悩みを抱えていませんか？そのお悩み解決します！

会場

磯子スポーツセンター 第2体育室

次はいよいよ体験イベント！

新杉田公園 芝生広場まで徒歩約2分！



講師：NPO法人 プラス・アーツ
小倉 丈佳 氏

第2部 体験イベント 10:00-12:30

会場

新杉田公園 芝生広場

※雨天時磯子スポーツセンターにて縮小開催

内容

「対決！バケツリレー！」「水消火器的当てゲーム」等
子どもも楽しめる防災イベントが盛りたくさん！
地域の防災訓練に、ぜひご活用ください。

10時演奏開始！消防車もくるよ！



横浜市消防音楽隊も出演！



対決！バケツリレー！
12時対決開始！



家具転倒防止まちがい探し



水消火器的当てゲーム 等

同日に「金沢防火防災フェア」も開催中！

共催：磯子区役所 総務課 危機管理・地域防災担当 / 消防局 磯子消防署

協力：新杉田公園



045-750-2312



is-bousai@city.yokohama.lg.jp

詳しくは
こちら→



自治会町内会長 様

磯子区民駅伝大会実行委員会事務局

第 17 回磯子区民駅伝大会の周知について（依頼）

秋涼の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから磯子区のスポーツ振興に特別の御指導、御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、『磯子区民駅伝大会』は、子供から大人まで参加できる大会として地域に定着した大会です。第 17 回となる本大会については、会場を今年から「根岸森林公園（中区根岸台）」とし、12 月 7 日（日）に開催する運びとなりました。本大会では、地域の皆様に御参加いただける「連合男子」、「連合女子」の部を設けておりますので、奮って御参加ください。

また、このたびチラシを作成しましたので、お送りいたします。

掲示板数分送付しますので、ご協力いただける場合は、掲示板等での周知についてご検討ください。

連絡先：磯子スポーツセンター 渡邊、川口
電話：045-771-8118
FAX：045-771-8120
E-mail：taikyo-is@yspc.or.jp

第 17 回磯子区民駅伝大会

令和 7 年 12 月 7 日(日)開催

●受付7:30～ ●開会8:20～ ●競技開始8:40～ ●閉会13:00予定

※競技開始、終了は各部門ごとに異なります

●雨天開催(荒天時は中止)

☆参加対象 磯子区在住・在勤・在学

(区外の方はオープン参加) ※区外の方は表彰の対象となりません



会場:根岸森林公園
(横浜市中区根岸台)

参加者用の駐車場は、ございません。公共交通機関をご利用ください。

【電車】JR 京浜東北・根岸線「根岸」駅または「山手」駅下車 徒歩約 15 分
【バス】JR 京浜東北・根岸線「根岸」駅または「桜木町」駅から、市営バス 21 系統「旭台」「滝の上」下車すぐ／市営地下鉄・JR・京急・相鉄・東急「横浜」駅から、市営バス 103 系統「旭台」「滝の上」下車すぐ

【申込期間】10月1日～10月31日

詳細は下記をご覧ください

①小学生 3,4 年生

②小学生 5,6 年生

③中学生女子

④一般女子 (高校生以上)

競技部門 ⑤連合女子 (各地区連合単位／高校生以上)

⑥中学生男子

⑦一般男子 (高校生以上)

⑧連合男子 (各地区連合単位／高校生以上)

⑨混合の部 (男女混合高校生以上)

⑩親子ではしロー

(親子ペアマラソン／保護者と小学生 2 年生以下)

区間距離 ①～⑤⑨各1.3km ⑥～⑧各 2.6km ⑩親子一緒に 1km

本大会の詳細・お申込みは、
右記 QR コードの「磯子スポーツセンターホームページ内【PICK UP】」に
掲載しています。



主催 磯子区民駅伝大会実行委員会 共催 磯子区役所

協力 磯子区連合町内会長会・磯子区スポーツ推進委員連絡協議会・磯子区青少年指導員協議会・磯子事業会

磯子区子ども会連絡協議会・磯子区小、中学校長会・磯子区中学校体育連盟・磯子区 PTA 連絡協議会

久良岐健走クラブ・磯子区スポーツ協会・磯子区さわやかスポーツ普及委員会・磯子区商店街連合会・磯子救命ボランティア

(公財)横浜市緑の協会根岸森林公園管理センター・(公財)横浜市スポーツ協会・磯子スポーツセンター(大会事務局)

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

個人情報を読み出す 不審な電話に注意!



「2時間後に電話が使えなくなる、1番を押すように」と自動音声の電話がかかってきた。慌てて1番を押すと、オペレーターにつながり個人情報を聞き出されてしまった。

(相談者：70歳代 男性)

実在の省庁や電話会社、警察をかたり、個人情報を聞きだそうとする不審な電話が増えています。知らない番号からの電話には、個人情報を絶対に伝えないようにしましょう。

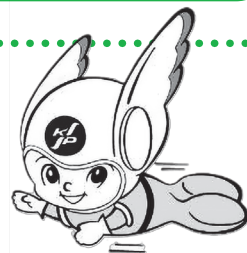


トラブル防止のポイント

- ☒ 自動音声が出た場合は、最後まで聞かずにすぐに電話を切る!
- ☒ 個人情報を伝えてしまうと、その後に不審な電話がかかってくる場合があるので注意!
- ☒ 常に留守番電話設定にしておくのも効果的!

神奈川県警察からのお知らせ

詐欺や犯罪の疑いがあるときは
警察相談専用電話 **(#9110)** へご相談ください!



横浜市消費生活総合センター  検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

 消費生活相談電話 **045-845-6666** (平日 9:00~18:00
土日 9:00~16:45)